

2019

和歌山県
信用保証協会
レポート

WAKAYAMA GUARANTEE REPORT

2019

和歌山県信用保証協会レポート

WAKAYAMA GUARANTEE REPORT

ご あ い さ つ



平素より和歌山県信用保証協会の業務運営につきましては、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成30年度の事業報告等を掲載しましたディスクロージャー誌「和歌山県信用保証協会レポート2019」を作成いたしました。

本誌を通じて経営方針や業務内容など、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、和歌山県内の経済動向は、全体として緩やかに回復しつつあるものの、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、米中の貿易摩擦、英国のEU離脱といった海外経済を巡るリスクの高まりに加え、人口減少や少子高齢化といった構造的な問題もあり、生産性向上、事業承継、人手不足など喫緊の課題を抱え、依然として厳しい状況が続いています。

当協会では、平成30年4月より信用保証制度が見直されたことも踏まえ、地域金融の担い手として、金融機関や関係機関の皆様方とのさらなる連携強化を図りつつ、創業、事業拡大、経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者のあらゆるライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援を展開しているところです。

そして本年度は、『令和』という新しい時代の幕開けであります。

当協会におきましても、大きな契機と捉え、新たな一步を踏み出すべく、公的機関として、中小企業・小規模事業者、金融機関、関係機関とのプラットフォームとなれるように、付加価値が高くかつ企業ニーズに沿った協会独自のサービスの提供を積極的に行ってまいります。

中小企業・小規模事業者の皆様にとって、当協会の理念でもあります「信頼され、親しまれ、期待される信用保証」が真に実現できることを目指し、役職員一丸となって信用保証業務の推進に万全を期してまいりますので、引き続き皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

令和元年 8 月

和歌山県信用保証協会

理事長 岡本 圭剛

目次

CONTENTS

■ごあいさつ	
■当協会の概要	
・プロフィール・沿革・役員構成	1
・組織体制・担当業務のご案内	2
■中期事業計画・年度経営計画	
・第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）	3
・平成31年度経営計画	4～6
・平成30年度経営計画の評価	7～12
■個人情報保護への取り組み	
・個人情報保護宣言	13～14
■コンプライアンス態勢	
・コンプライアンスの基本方針	15
・コンプライアンス組織体制図	15
■信用保証制度の役割（目的と業務）	
・当協会の経営理念	16
・当協会の目的と業務	16
・信用補完制度のしくみ	17
■信用保証のご利用にあたって	
・ご利用いただける中小企業者	18
・保証の条件	18
・信用保証料	19～21
・責任共有制度	22
■保証制度のご案内	
・主な保証制度一覧	23～32
■信用保証の動向	
・保証利用企業者数	33
・資金使途別保証状況	34
・担保有無別保証状況	34
・金融機関別保証状況	35
・業種別保証状況	36～38
・制度別保証状況	39
・地区別保証状況	40～42
・経営安定関連5号保証状況	43
・保証条件変更実績	43
・求償権回収実績	43
■平成30年度事業報告	
・貸借対照表	44
・貸借対照表の用語解説	45
・収支計算書・財産目録	46
・収支計算書の用語解説	47
■経営支援・再生支援・創業支援の主な取り組み	48～50
■広報、企業支援、社会貢献活動について	51～53

当協会の概要

プロフィール

保証債務残高	22,535件 2,133億円 [平成31年 3月末現在]
事業所網	本所（和歌山市）、支所（田辺市）
役職員数	79名 [平成31年 4月1日現在]
根拠法令	信用保証協会法 （昭和28年法律第196号）
関係法令	信用保証協会法施行令 （昭和28年政令第271号）
	信用保証協会法施行規則 （昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号）
	中小企業信用保険法 （昭和25年法律第264号）

沿革

昭和23年12月27日	社団法人和歌山県信用保証協会設立登記完了 （和歌山市小松原通1丁目1番地〈和歌山県庁内〉）
昭和29年 7月 1日	信用保証協会法に基づく特殊法人としての組織変更登記完了
昭和31年 8月 9日	本所 事務所所在地へ移転（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和40年 5月 1日	田辺連絡所業務取扱い開始
昭和55年 4月 3日	田辺支所設置 登記完了
昭和58年 9月17日	本所 新事務所完成（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和62年 5月23日	田辺支所移転 登記完了（田辺市朝日ヶ丘24番15号）
平成10年12月27日	設立50周年を迎える
平成18年 4月 1日	保証料率の弾力化導入
平成19年10月 1日	責任共有制度導入
平成22年10月12日	新電算システム「グローバルネクスト」を導入
平成22年11月 1日	信用保証協会団体信用生命保険制度の取り扱い開始
平成25年 4月30日	田辺支所が新事務所へ移転（田辺市朝日ヶ丘21番24号）
平成29年 1月 4日	新電算システム「ORBIT」を導入
平成30年 4月 1日	信用補完制度の見直し
平成30年12月27日	設立70周年を迎える

役員構成

令和元年 8月6日現在

理事長	岡 本 圭 剛	（常 勤）
専務理事	藤 川 崇	（常 勤）
常務理事	堀 川 与利人	（常 勤）
理 事	井 本 誠 治	（常 勤）
理 事	秋 月 史 成	和歌山県議会経済警察委員会 委員長
理 事	松 岡 靖 之	紀陽銀行 代表取締役頭取
理 事	田 谷 節 朗	きのくに信用金庫 理事長
理 事	三 好 正 紀	商工組合中央金庫 和歌山支店長
理 事	岩 本 章 延	三菱UFJ銀行 和歌山支店長 兼 和歌山支社長
理 事	豊 田 章 敬	三井住友銀行 和歌山法人営業部長
理 事	河 野 仁	南都銀行 和歌山支店長
理 事	浦 木 睦 雄	新宮信用金庫 理事長
理 事	和 歌 哲 也	和歌山商工会議所 専務理事
理 事	榎 本 長 治	田辺商工会議所 会頭
理 事	森 田 敏 行	和歌山県商工会連合会 会長
理 事	妙 中 清 剛	和歌山県中小企業団体中央会 会長
理 事	稲 本 英 介	和歌山県商工観光労働部長
理 事	榊 原 佳 寿	和歌山市産業交流局長
監 事	南 方 成 康	（常 勤）
監 事	月 山 純 典	弁護士
監 事	和 中 修 二	公認会計士

当協会の概要

組織体制・担当業務のご案内

組 織 体 制					担 当 業 務
本 					

1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡

第5次中期事業計画 【平成30年度～平成32年度】

和歌山県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進する公的な支援機関として、「信用保証」を通じ金融の円滑化に努めることにより、中小企業・小規模事業者の発展を支え、地域経済に貢献します。

平成30年度から32年度までの3ヵ年の中期事業計画における業務運営方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1) 中小企業者・小規模事業者の各ライフステージに応じた必要十分な資金供給の支援

- ①金融機関との不断のコミュニケーションにより連携を図り、個々の事業者の状況把握を行い、的確な信用保証を実施します。
- ②保証制度の創設・改訂を実施し、信用保証の利便性を高めます。
- ③金融機関とのリスク分担について状況把握を行うとともに主要金融機関本部等と情報交換を実施します。

2) 創業支援の積極的取組み

- ①創業に係る保証を積極的に取り組みます。
金融機関や創業支援機関と連携・協力を一層強化し、創業支援担当員が中心となり相談・保証業務に積極的に取り組みます。
- ②国の経営支援強化促進補助金を活用した、創業支援セミナーや経営相談会の開催、外部専門家による創業計画策定支援や個別課題解決のための創業者フォローアップを積極的に取り組みます。
- ③創業保証制度等や各種創業支援について積極的な広報を行い浸透を図ります。

3) 経営支援・再生支援の積極的な取組み

- ①国の経営支援強化促進補助金を活用した、外部専門家による個別課題解決のための経営安定化支援・事業承継支援・生産性向上支援、外部専門家による修正経営改善計画策定支援、事業承継セミナーの開催に積極的に取り組みます。
- ②中小企業・小規模事業者の状況を勘案しつつ、必要に応じて関係者を集めた「経営サポート会議」を積極的に実施します。
- ③国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用を促します。
- ④政策保証を活用した条件変更先等の正常化・ランクアップを積極的に提案します。

4) コンプライアンス態勢の充実・強化およびリスク管理体制の充実

- ①コンプライアンス態勢に向けて、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、コンプライアンスのより一層の浸透と実質的な機能の充実を図り、役職員の意識向上に努めます。
- ②個人情報保護および特定個人情報保護に努めるため、適正な個人情報および特定個人情報の取扱いを行います。
- ③BCM訓練などの実施により役職員へBCPの浸透を図り、危機管理体制の強化に努めます。
- ④効率および適正な業務運営を確保するため、定期的な内部監査を実施します。

平成31年度経営計画

(1) 業務環境

1) 地域の景気動向

県内経済は全体として緩やかに回復しつつあるものの、個人消費では百貨店・スーパーの販売額が低迷しており、生産活動においても回復していますが、生産用機械では一部の海外需要に一服感がみられることからやや弱い動きとなっています。雇用情勢も着実に改善している反面、人手不足感が強まっているなど、地域の景気動向は依然として力強さが感じられません。

先行きについては、各種政策効果などを背景に、県内経済は回復の動きが強まっていくことが期待されます。ただし、相次いでいる自然災害の経済に与える影響や、通商問題・海外経済の動向等に留意する必要があります。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者の景況感については改善傾向にあるものの、原料高や人手不足による人件費の上昇など利益圧迫要因が多く存在し、特に体力の乏しい中小零細企業はこれらの課題に対応できないような状況も見受けられ業況低迷が懸念されます。

また、後継者候補が存在しない事業者も多く、事業承継に大きな課題があり、廃業等により県内中小企業者数は減少しています。加えて10月の消費税増税を控え1年後の景気見通しには弱さが見られ、中小企業・小規模事業者の事業環境は依然として厳しい状況です。

(2) 業務運営方針

- 1) 地方創生に貢献すべく、国・地方公共団体の中小企業施策に則し、引続き金融機関との連携強化を図り、中小企業・小規模事業者のニーズに応え、資金繰りの円滑化に寄与するとともに、経営支援と事業再生を推進し、経営改善・生産性向上を促進します。
 - ①金融機関との連携を一層強化し、保証付き融資とプロパー融資を適切に組み合わせ、中小企業・小規模事業者に対し必要十分な資金供給を行います。
 - ②関係機関との連携・協力を進め、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じたきめ細かな支援を積極的に取組めます。
 - ③中小企業者等の事業性を評価した金融支援・経営支援を行い、条件変更先等の正常化・ランクアップを促進します。
 - ④経営支援強化促進補助金を活用し、保証利用先の経営の安定化・円滑な事業承継を支援します。また、地域経済の活性化に寄与するため、創業支援を積極的に取組めます。
- 2) 顧客サービスの拡充を図り、親切・丁寧・きめ細やかな対応を心がけて適切な業務運営にあたります。
- 3) コンプライアンスについては、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施します。

(3) 具体的な課題と解決のための方策

1) 保証利用の推進を図る取組み

- ①主要金融機関本部や店舗を訪問し、保証付き融資に係る取組み状況やリスク分担について情報交換を行い、信用保証の推進を実施します。
- ②金融機関等から中小企業者の資金ニーズを把握し、利便性の高い保証制度の創設・改訂を行います。

- ③金融機関や関係機関との情報交換会や業務説明会等の開催により連携強化を図り、保証制度等の周知および信用保証の推進を実施します。
- ④各種保証先リストを活用し、保証利用の維持・拡大に取組みます。
- ⑤金融機関向けの合同審査勉強会を開催します。

2) 金融支援と経営支援の一体的取組み

- ①保証・条件変更申込における実地調査、「経営サポート会議」の開催、「ローカルベンチマークシート」を活用した専門家派遣事業「わかやま連携サポート」により、一層保証利用者の実態把握や事業性の評価に取組みます。
- ②経営改善が必要な事業者に対し、「経営改善サポート保証」、「条件変更改善型借換保証」等を積極的に提案します。
- ③金融支援と経営支援が一体となった政策保証やライフステージに応じた保証制度等の浸透を図るため、金融機関等向け業務説明会を実施します。
- ④資金調達に不安を抱える中小企業者に対して、適切なアドバイスや金融機関の紹介を行います。

3) 創業支援の積極的な取組み

- ①金融機関、和歌山県よろず支援拠点との連携を一層強化し、創業保証制度の利用促進を行います。
- ②「創業支援セミナー」を和歌山市と新宮市で開催します。
- ③創業保証を利用した事業者に対し、外部専門家による経営診断などの創業者フォローアップ支援を実施します。
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対し、外部専門家による創業計画策定支援を実施します。
- ⑤和歌山県、創業支援セミナーinわかやま実行委員会が実施する創業イベントに参画します。

4) 顧客目線に立ったサービスの拡充と個人情報の管理

- ①「McSS経営診断報告書」の周知を図り、多くの中小企業・小規模事業者にも活用してもらい、顧客サービスの拡充に努めます。
- ②ファイリングシステムの運用などにより、適切に個人情報の保護・管理に取組みます。

5) 経営支援・再生支援の充実・強化

- ①主要金融機関と連携・協力を図り、「ローカルベンチマークシート」を活用した専門家派遣事業「わかやま連携サポート」や国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を提案し、和歌山県中小企業再生支援協議会とも一層連携を深め、経営支援・再生支援に努めます。
- ②国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用者で修正計画策定が急務な事業者に対し、外部専門家による修正経営改善計画書策定支援を実施します。
- ③外部専門家や地域金融機関と連携・協力し、「経営相談会」を開催します。

6) 条件変更先等の正常化・ランクアップの取組み

- ①金融機関と連携・協力して条件変更先の実態を見極め、借換保証等による弁済の正常化に努めます。
- ②原則、初回条件変更申込先を実地調査し、状況把握に努め、各種経営支援策を提案します。

7) 生産性向上・事業承継支援の取組み

- ①「ローカルベンチマークシート」を活用した専門家派遣事業「わかやま連携サポート」により、生産性向上や事業承継に必要な保証の取組を実施します。
- ②「事業承継セミナー」を和歌山市と御坊市で開催するとともに、金融機関や和歌山県事業引継ぎ支援センターと連携・協力を深め事業承継支援に取り組めます。

8) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員への浸透

「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、コンプライアンスのより一層の浸透と実質的な機能充実のため、諸規程等の周知および研修により役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図ります。

9) 反社会的勢力の不正利用防止および排除

定期的に反社データの活用によるスクリーニングの実施および関係機関との連携強化による反社会的勢力からの不正利用防止などに取組めます。

10) 各部門における効率的かつ適正な業務運営の促進

計画的に内部監査を実施し、リスク管理状況および業務改善などについて適切に助言を行い、効率的かつ適正な業務運営の促進を図ります。また、個人情報等についても定期的な点検・監査を行い、適正な取扱いおよび保護に取り組めます。

11) 電算システム(ORBIT)の安定運用と効率的活用

日常の業務運用を通じ効率的な活用を探ると共に、災害対策を含むバックアップ体制を整備し安全な運用を行います。

12) 情報発信力の強化

信用保証協会の公共性や保証制度等について、メディアの多角的利用をもって積極的な情報発信に取り組めます。

(4) 保証承諾等の見通し

平成31年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	710 億円	97.3%
保証債務残高	2,060 億円	94.9%
代 位 弁 済	30 億円	85.7%
回 収	8 億円	88.9%

平成30年度経営計画の評価

平成30年度の年度経営計画に対する実施評価は以下の通りです。尚、実施評価に当たりましては、弁護士、公認会計士・税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

● 重点課題への取り組み状況

平成30年度の重点課題として掲げた項目への主な取り組み状況は、以下の通りです。

【1】保証部門

（1）保証利用の推進を図る取り組み

①地域別専任担当者制の機動力を活かし、県内金融機関の大規模店舗や前年度の金融機関感謝店舗選考基準に達した店舗を中心に訪問し（延べ209回 前年比119%）、役員・本部管理職・支店長などと定期的な意見交換を重ね、提携保証を中心に各種保証制度の周知とともに利用の推進を図りました。

②金融機関等から中小企業者のニーズを聞き取り、提携保証制度「たんけいサポート」および「アクティブプラン25」を創設しました。（たんけいサポート承諾実績：217件 57億円、アクティブプラン25の承諾実績：540件 51億円）

また、下期より事業性評価を利用した「わかやまミライ」を創設しました。（承諾実績：106件 27億円）そして、「MAX200」保証制度をより利用しやすい内容に改訂しました。さらに平成31年度より取り扱いを開始するたんけいサポートの後継商品となる「たんけいネクスト」を創設しました。

特定経営承継関連保証・事業承継サポート保証をはじめ事業承継の関連保証について、主要金融機関に対し説明会を4回開催し、周知を図りました。

③主要金融機関において業務説明会を開催（20回）、金融機関の内部会議（融資役席会議4回、得意先役席会議2回、事業所担当者会議2回、金融相談会2回）に参加するなどして、保証審査の留意点や提携保証を中心とした各種保証制度の周知を図りました。そして信用金庫とは合同で案件相談会を開催し、利用拡大に繋がりました。（相談107企業、有額回答843百万、申込実績437百万）

経営改善サポート保証・事業承継に係る保証・経営者保証を不要とする取り組み等について、金融機関と情報交換会（1回）や説明会（1回）を実施し、さらに商工会議所・商工会との金融相談会に相談員を派遣（2回）しました。

④主要金融機関本部に対し、保証付融資とプロパー融資を適切に組み合わせるリスク分担について、情報交換（2回）を実施しました。

⑤金融機関の若手職員を対象とした「信用保証基礎講座」を平成31年2月13日に田辺支所、2月14日に本所でそれぞれ開催し、合計60名が受講しました。受講者アンケートでは概ね好評



価値を得た結果となり、講座終了後に意見交換会を行い、保証業務に対する理解と親睦を深めました。

(2) 金融支援と経営支援の一体的取組み

- ①保証・条件変更申込における実地調査256企業（前年比191%）、経営サポート会議の開催44企業（前年比91%）、また、わかやま連携サポートによる専門家派遣を44企業（前年比96%）に実施し、保証利用者の実態把握や事業性評価を行いました。
- ②経営改善を必要とする事業者に対し「経営改善サポート保証」【承諾実績件数41件（前年比67.2%）金額1,115百万円（前年比77.9%）】、「条件変更改善型借換保証」【承諾実績件数2件（前年比33.3%）金額71百万円（前年比33.9%）】を積極的に推進しました。
- ③専門家派遣事業（わかやま連携サポート）、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（405事業、プレ405事業）に係る補助事業、経営改善サポート保証、経営力強化保証、創業者カードローン等のリーフレットを金融機関等へ配布し、広報活動を実施しました。平成30年4月23日派遣専門家との情報交換会を実施し、一層の連携強化を図りました。
- ④資金調達に不安を抱える中小企業者（9名）に対し、金融機関を紹介する取組みにも力を注ぎました。

(3) 創業支援の積極的な取組み

- ①年度当初に、紀陽ビジネスセンター・和歌山県よろず支援拠点・日本政策金融公庫田辺支店と「創業支援に係る情報交換会」を主催し、連携強化を図りました。【創業保証の実績：承諾件数145件（前年比88%）、金額575百万円（前年比76%）】
- ②専門家の基調講演と近畿税理士会による個別相談で構成した「創業支援セミナー」を和歌山市と田辺市で開催しました。受講者アンケートでは8割の方から「満足」の回答を得ました。
【平成30年10月13日 和歌山市 受講者33名（前年比103%）個別相談3名、平成30年11月3日 田辺市 受講者20名（前年比51%）個別相談3名】
- ③創業保証を利用した中小企業者に対し、専門家による個別課題解決のための派遣事業（創業者フォローアップ支援）を実施しました。【専門家派遣 5企業（前年比250%）、18回（前年比300%）】
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対し、専門家による策定支援について説明をしましたが、取組実績はありませんでした。
- ⑤和歌山県および創業支援セミナーinわかやま実行委員会が実施する創業イベントに参画しました。特に、ビジネスプランコンテストでは実行委員長としてイベントの中核的役割を果たしました。

（和歌山県主催：平成30年6月3日 6月17日、inわかやま実行委員会主催：平成31年2月24日）

（４）顧客サービスの拡充と個人情報の管理

- ①金融機関の業務説明会や店舗訪問時に「McSS経営診断報告書」の積極的な利活用を推進し、保証利用先127企業（前年比409%）に対し、「McSS経営診断報告書」を提供するなど顧客サービスの拡充を行いました。
- ②ファイリングシステムの運用により、顧客情報の入出庫管理を徹底し、毎週1回出庫リストと出庫ファイルの照合を行いました。また、棚卸作業を年2回（7月、1月）実施し、所在を確認するなど、個人情報の保護・管理を図りました。

【2】期中管理部門

（１）経営支援・再生支援の充実・強化

- ①保証条件変更申請時や金融機関の融資役席会議において、専門家派遣事業（わかやま連携サポート）、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（405事業）」を活用した事例を提示し、利用を推進しました。また、専門家派遣を申込みした企業を訪問し、状況把握に努め、33企業（前年比84%）に対し147回（前年比87%）専門家を派遣しました。さらに、405事業（プレ405事業含む）を利用した40企業（前年比129%）に対し費用補助を行いました。
再生支援協議会ならびに主要金融機関2行との連携会議を主催し、経営支援方針の目線合わせ等を行いました。
- ②「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（405事業）」の利用者で、修正計画策定が急務な3企業（前年比150%）に対し、専門家を派遣し、修正計画策定支援を実施しました。
- ③信用金庫の後援を受けて、中小企業診断士協会の専門家による経営相談会を県内3か所（平成30年6月田辺市、8月新宮市、11月和歌山市）で開催し、10企業（前年比90%）の経営相談を受けました。
その内5企業（前年比83%）から、後日「わかやま連携サポート」の申請があり、専門家を派遣しました。

（２）条件変更先等の正常化・ランクアップの取組み

- ①条件変更先の状況を把握のうえ、主要金融機関本部と連携して、「借換保証」等による返済正常化の取組みを推進しました。その結果、52企業（前年比57%）1,428百万円（前年比96%）の返済正常化を図りました。
- ②初回保証債務残高10百万円以上の条件変更先55企業（前年比305%）に対し、実地調査を行い、専門家派遣事業や405事業の提案を行いました。

（３）保証利用者の生産性向上支援や事業承継の取組み

- ①専門家派遣事業「わかやま連携サポート」を実施し、6企業（前年比120%）22回の派遣を行

いました。ただし、生産性向上支援について保証取組みの実績はありませんでした。

- ②和歌山県事業引継ぎ支援センター、和歌山県よろず支援拠点ならびに公認会計士の基調講演を主体とした「事業承継セミナー」を和歌山市（受講者17名 前年比89%）と田辺市（受講者13名 前年比81%）で開催し、受講者アンケートでは7割の方から「満足」との回答を得ました。

【3】その他間接部門

（1）コンプライアンスの役職員への浸透と機能強化

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンス委員会を計7回開催（前年比140%）し、保証料誤徴収等の発生など、コンプライアンス関連事項に係る原因分析調査・再発防止策などの審議を行いました。

また、コンプライアンス担当者連絡会議を年2回開催し、各コンプライアンス担当者間の意見・情報交換を通じて各コンプライアンス担当者の意識向上を図りました。コンプライアンス研修は総務課と連携して反社会的勢力等をテーマに開催しました。

例年実施しているコンプライアンス・チェックシートの活用により、コンプライアンスの浸透度を確認、特に問題はありませんでした。

（2）反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の排除のため、反社データ活用による定期的なスクリーニング、連合会からの暴追データの活用も含め、関係機関・関係部署との情報共有・連携強化を図りました。また、反社会的勢力等関連の審査会を5回開催し、計8企業（前年比800%）について審議を行い、反社会的勢力等の不正利用の排除を行いました。

（3）個人情報保護および特定個人情報保護の強化

個人情報の取扱いの重要性に鑑み、法令・内部規程などに基づき、個人情報漏洩の防止および保護されているかどうか確認のため、定期的および臨時の点検・監査を実施しました。【15回（前年比100%）】 点検・監査結果について、個人データおよび特定個人情報の取扱いは、概ね問題なく適正な事務取扱が行われていることを確認しました。なお一部机上の整理・整頓不備等、不十分な個所について注意喚起を行い、個人情報保護管理の徹底を図りました。

（4）効率的かつ適正な業務運営の確保

規程等に基づいた効率かつ適正な業務運営を図るため、内部監査において、規程と実際の事務処理との整合性を主とした監査を行い、リスク管理の強化、適切な業務運営の確保を図りました。

また、下期においては、業務部に対して「設備資金に対する保証書発行後の後日条件の管理・督促について早期に条件完了を図る取組み」および経営支援部に対して「グループウェア上の文書管理内の各種規程等に係る更新状況の確認」の業務改善の提案を新たに行いました。

（５）人材育成

関係機関への研修（わかやま塾・講演会等）では、職員へ積極的に呼掛けた結果、延べ43名が参加しました。「信用保険業務」に係る日本政策金融公庫の2ヶ月研修や「事業承継支援講座」および「信用調査検定」といった保証協会連合会研修への参加、また次年度に向けて日本政策金融公庫への初めての職員出向のための準備を行うなど人材育成を図りました。

（６）危機管理体制の強化

BCM訓練、安否確認の訓練の実施により、役職員への危機管理体制の浸透を図りました。

（BCM訓練 2月18、19日 安否確認 2月12日）

（７）電算システム（ORBIT）の安定運用と効率的活用の追求

電算システムを効率的に活用するため、システムの機能を補助するサブシステム（サーバ系独自システム）の更なる拡充を実施しました。また、サーバシステム・端末機器の全面更改を行い、障害対応能力の強化を図り、運用基盤の安全性強化を実施しました。

（８）情報発信力の強化

利用者目線からの保証利用メリット、地域・社会貢献などのイメージアップ広報に努め、創業を志す者を対象とする「創業支援セミナー」開催などの情報は、関係部署と連携しフリーペーパーやテレビCMなどによる情報発信を行いました。インターネット（HP）を利用した広報については、情報記事のタイムリーな掲載を行いました。

●外部評価委員会の意見

- （１）県内経済は全体として緩やかに回復しつつありますが、金融機関はプロパー融資を積極的に推進している中であって、貴協会の保証債務残高は前年に比べ5.1%減少しました。このような環境の中、中小企業・小規模事業者の資金ニーズを捉えた保証制度の創設や改訂を行い、また金融機関本支店を積極的に訪問し、金融機関と連携・協調しながら、信用保証の推進を繰返し実施するなど、中小企業者の資金需要に的確に応えるよう努められている取組みは評価できます。

このことから、必要な場面における保証の機会、貴協会より適切に提供されていると考えられ、プロパー融資の増加に伴う貴協会の保証債務残高比率の減少は、金融市場におい



て中小企業者に対する必要な資金供給が実施されている傾向にあるということであり、悪い要因ではないものと考えます。

- (2) 期中管理について、条件変更先へ積極的な実地調査を行い、金融機関と連携して借換保証の推進や専門家の派遣・経営改善計画策定の提案を行うなど、正常化に向けた支援をさらに強化したことは、本年度の代位弁済が大幅に減少した要因にもなっていると評価します。
- (3) 求償権の回収について、回収環境が厳しい中で計画を達成されました。個別案件のヒアリングや回収方針会議により実行性のある進捗管理を徹底するなど、回収業務の効率化に努められています。また、誠意をもって弁済を継続している求償権先については、一部弁済による連帯保証債務免除の活用や求償権消滅保証の積極的な利用により、求償権の回収が図られ、かつ債務者の再生に寄与している点は積極的に評価できることであり、今後もこの取組みを継続していただきたいと思います。
- (4) 反社会的勢力等の排除のための取組みについて、反社データの活用や定期的なスクリーニングの実施、関係機関との情報共有など連携強化を図っているうえ、協会内部で審査会を開催し、水際での不正利用の防止を図っていることは評価します。
- (5) コンプライアンスについて、コンプライアンス・プログラムに基づいて、コンプライアンス・チェックシートの活用、職場内研修の実施、コンプライアンス委員会・担当者連絡会議による意見交換を通じて、コンプライアンスの浸透と機能強化に取り組まれたことは評価します。しかし、残念ながら、保証料誤徴収が発生しました。
今後は再発防止に向けた取組みを引き続き強化していくとともに、コンプライアンスの重要性を十分認識し、一層の態勢充実に努めていただきたい。

個人情報保護への取組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報保護宣言」を以下のとおり制定しております。
業務上、お客様の個人情報を取得・利用させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で適切に取組み、個人情報の保護に努めています。

個人情報保護宣言

和歌山県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（１）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（２）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ〔<http://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（３）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

（４）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)、(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ〔<http://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止等に関する対応窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

コンプライアンス態勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っています。

このような公共性と社会的使命の重要性に鑑み、当協会では、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努め、地域社会ならびに中小企業の皆様方から信頼され親しまれる信用保証協会を目指し、役員一丸となって取組んで参ります。

1. コンプライアンスの基本方針

【信用保証協会の公共性と社会的責任】

- ・信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

【質の高い信用保証サービス】

- ・経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

【法令やルールの厳格な遵守】

- ・あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

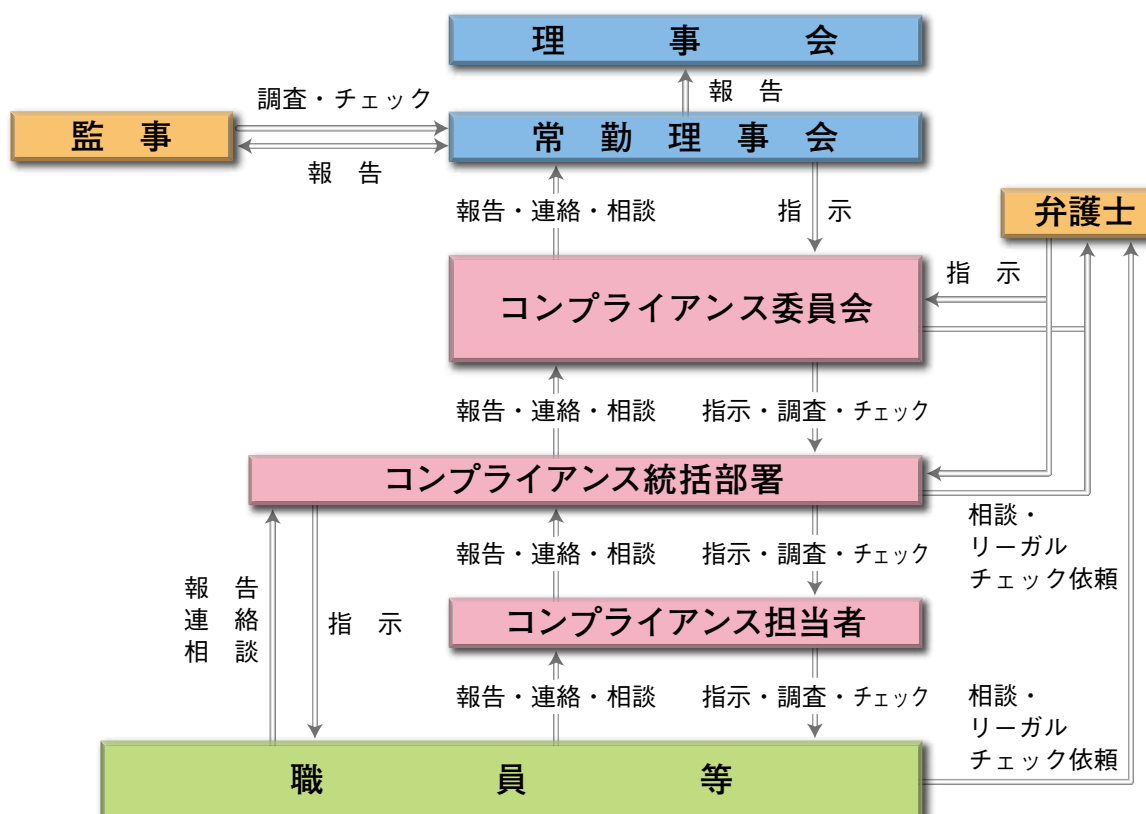
【反社会的勢力との対決】

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

【地域社会に対する貢献】

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

2. コンプライアンス組織体制図



信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、その将来性と経営手腕を適正に評価し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の健全な発展に寄与することを目的として設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

信用保証協会は、事業に積極的に取り組み、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者と金融機関とを結びつける『かけ橋』の役目を果たし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援育成、並びに地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

○和歌山県信用保証協会の経営理念

私たちは、中小企業者の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある、人間性の豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。

○目 的（和歌山県信用保証協会定款第1条）

（目 的）

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証等の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

○業 務（和歌山県信用保証協会定款第6条）

（業 務）

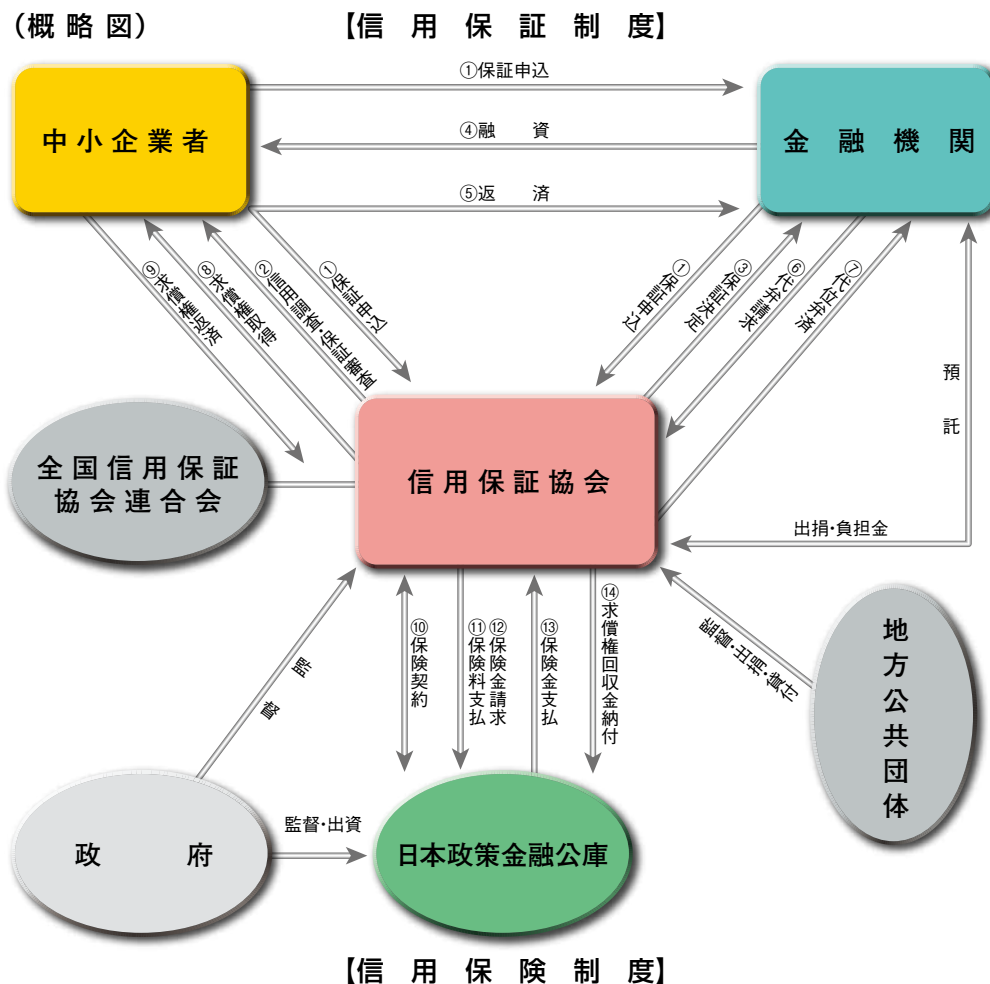
第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- （1）中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- （2）中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- （3）銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委任を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- （4）中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- （5）前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

信用保証制度の役割（目的と業務）

○信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



■概略図の説明

（信用保証制度のしくみ）

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みします。
（保証協会は、必要に応じ、中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。）
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査/保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。→ 至完済
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

（信用保険制度のしくみ）

- ⑩ 日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会に対して信用保険を引受します。
- ⑪ 保証協会は、日本公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払います。
- ⑫ [代位弁済（保険事故）が発生した場合] 日本公庫に対して保険金の請求を行います。
- ⑬ 日本公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合（70～90%）に応じて、保険金を支払います。
- ⑭ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証のご利用にあたって

1. ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- (注) ・これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。
・農業・林業（一部を除く）・漁業、金融・保険業（一部を除く）、サービス業の一部においては保証できないものがあります。
・許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。

2. 保証の条件

①保証限度額…2億8,000万円

（組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合の場合は、4億8,000万円）

②資金使途……事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。

③保証期間……【運転資金】原則として5年以内（ただし、有担保保証は7年以内）

【設備資金】原則として7年以内（ただし、有担保保証は10年以内）

※各保証制度ごとに定められた保証期間がありますので、P23～P32「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

④連帯保証人…原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、営業許可名義人、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者の方は、連帯保証人になっていただくことがあります。

⑤担保……必要に応じて提供をお願いしています。

なお、担保を差し入れて頂いた保証については、原則保証料の割引（▲0.1%）適用があります。（ただし、セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）

信用保証のご利用にあたって

3. 信用保証料

従来は原則一律であった信用保証料率を、平成18年4月1日から中小企業者の皆様の個々の経営状況を踏まえ、保証料率を弾力化し、9区分の料率に改正させていただきました。

また、平成19年10月1日に導入された責任共有制度の対象となる保証では、責任共有保証料率を適用しております。

I. 保証料率区分表

(年率、%)

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

・手形等割引根保証、当座貸越、事業者カードローン根保証など、あらかじめ借入限度額を定める保証制度については特殊保証料率を適用します。

・一部の保証では一律の保証料率が適用されます。また、県制度については県が保証料の補助を行っており、その分、中小企業者が負担する保証料は軽減されます。

※ 保証料率の詳細は、P23～P32「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

II. 料率の算出方法

お客様の保証料率は、皆様の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を中小企業信用リスクデータベース（注1）により評価し、さらに非財務要因（注2）を加味して決まります。

（注1）中小企業信用リスクデータベース（Credit Risk Database 略称:CRD）とは、平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を目的として創設され、約180の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。このデータに基づき、みなさまの企業の信用リスクが計算されます。なお、評価に関する一連の仕組み、個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されていません。

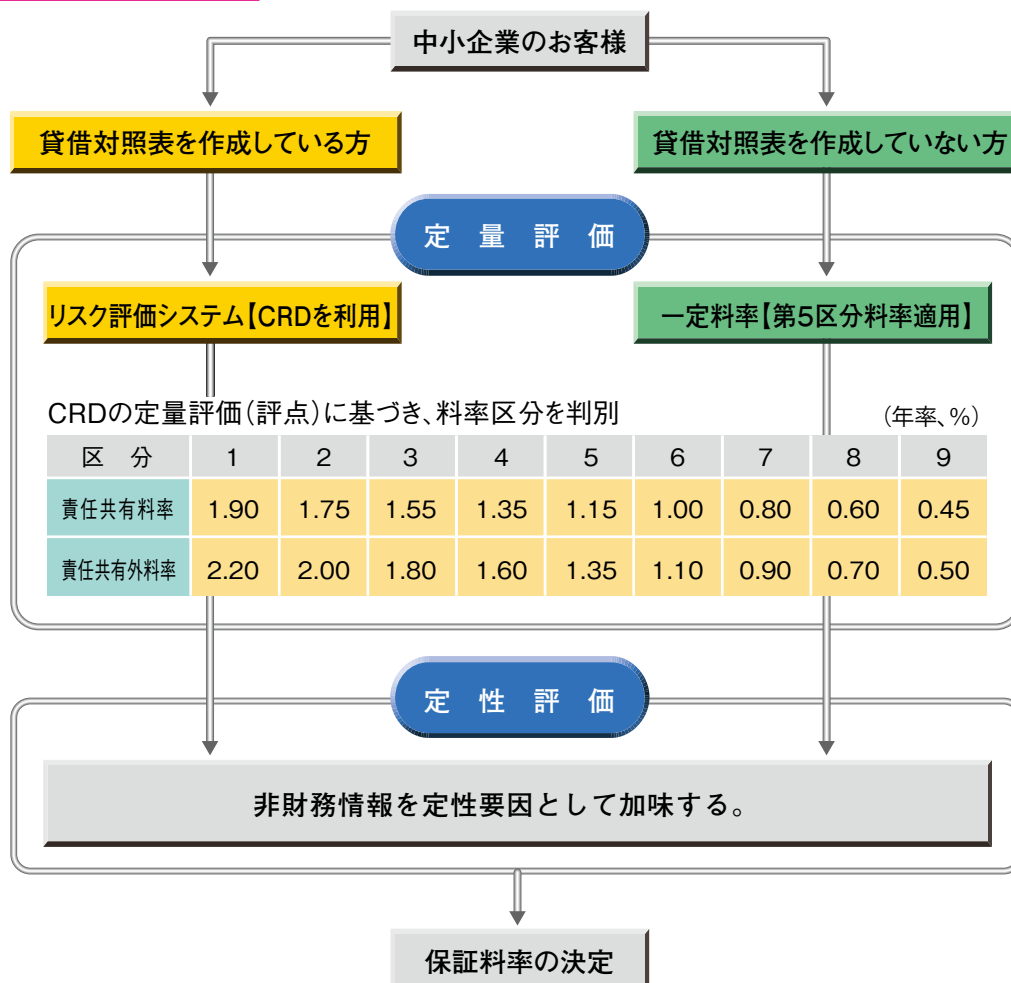
（注2）非財務要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。（セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）

②会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。

信用保証のご利用にあたって

Ⅲ. 料率決定までのプロセス



Ⅳ. 保証料の計算方法

信用保証料の計算式は次のとおりとなっています。

① 一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

② 均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数※}$$

③ 根保証制度の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付極度額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

※回数別係数表

返済回数	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証のご利用にあたって

V. 保証料の分納

信用保証料は一括徴収が原則ですが、保証期間が2年を越え、かつ保証金額が1千5百万円を超えるもので「保証料分納申請書兼預金口座振替申込書」による申出があるものについては、下表のとおり分納いただけます。

保証料分納割合一覧表

取扱年度 保証期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
2年超	4年以内	75	25											
4年超	6年以内	60	30	10										
6年超	8年以内	45	35	15	5									
8年超	10年以内	35	30	20	10	5								
10年超	12年以内	30	20	20	15	10	5							
12年超	14年以内	25	20	20	15	10	5	5						
14年超	16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5					
16年超	18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5				
18年超	20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2			
20年超	22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2		
22年超	24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2	
24年超	25年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2

VI. 保証料の返戻

信用保証料は原則として違算過収以外は返戻いたしません。ただし、次の場合において一定金額を超えるものについては返戻させていただきます。

- ① 保証期限前に完済した場合、当初の信用保証料計算起算日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち原則として完済日の属する1年以内についてはその90%、完済日の属する1年を越える期間についてはその全額が返戻の対象となります。
- ② 保証条件変更に伴う信用保証料計算により、既収信用保証料が過収となる場合、その計算差額が返戻の対象となります。

4. 責任共有制度

協会の保証付き貸付について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。（注）金融機関の負担割合はいずれの方式であっても20%となります。

なお、お取引金融機関の選択した方式によって、中小企業者の皆様に有利・不利の違いが生じることが無いよう、いずれの方式であっても、ご負担いただく保証料は同じとなっております。

対象除外となる保証制度

制度の分かり易さや利用者間の公平性の観点から、原則としてすべての保証制度に一律に導入されることが望ましいのですが、小規模企業者やセーフティネット対象者など、政策的配慮から責任共有制度の対象外となる保証（従来同様の協会100%保証）が定められています。対象除外制度は以下のとおりです。

【対象除外制度】

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証（NPO法人が利用する場合は責任共有対象）
3. 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業等関連保証、創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 東日本大震災復興緊急保証に係る保証
10. 経営力強化保証（対象除外制度を同額内で借換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（対象除外制度を同額内で借換えた場合に限る）
12. 危機関連保証

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証などについては、金融機関の方式選択に関わらず、部分保証方式となります。

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【協会制度】

(令和元年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
一般保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人（組合を含む）を対象とします。ただし、協会の保証対象となる方。	運転資金 設備資金	(有担保) 個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円	原則として5年以内 (有担保保証の場合、 7年以内) (据置期間 1年以内) 原則として7年以内 (有担保保証の場合、 10年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
手形等割引根保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人（組合を含む）を対象とします。ただし、協会の保証対象となる方。	運転資金	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円	1年以内 (ただし、保証期間中に割引かれた手形及び電子記録債権の最も遅れて到来する支払期日までとします。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定
根保証	当座貸越 (貸付専用型) 根保証 (個人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のAからDのいずれかに該当する方 A:保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B:保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること C:確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有すること D:確定申告が青色であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があること (法人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のA・Bのいずれかに該当する方 A:保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B:保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること	運転資金 設備資金	100万円以上 2億8,000万円以内 (ただし、原則5,000万円以内は無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
根保証	事業者カードローン当座貸越根保証 (個人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のAからCのいずれかに該当する方 A:保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B:保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること C:確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有すること (法人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のA・Bのいずれかに該当する方 A:保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B:保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること	運転資金 設備資金	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関 所定
	小規模事業者カードローン当座貸越根保証[カードローンJ(ジュニア)] 同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っている小規模企業者で、次のすべての要件を満たす方。 ①最近2年間のいずれかの決算で利益(法人は経常利益、個人は申告所得)を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと ②本制度を含め事業者カードローン根保証の利用がないこと	運転資金 設備資金	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内) (平均月商(直近決算)の3か月以内、本件を含めて保証債務残高3,000万円以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関 所定
	創業者カードローン当座貸越根保証[カードローンS] 創業後1年未満の方(事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る)で、次のすべての要件を満たす中小企業者。 (1)申込時、下記資料の提出ができる方 ①創業したことが確認できる資料 個人:税務署提出の開業届の写し (開業予定時期を申告するものを除く) 法人:商業登記簿謄本 ②創業計画書 (2)申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること (3)本制度を含め事業者カードローン根保証および小規模事業者カードローン根保証の利用がないこと	運転資金 設備資金	50万円以上 100万円以内	1年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関 所定

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
長期保証	「一般保証」の資格を有する方で、長期返済計画を有し、利益償還が見込める方。	運転資金	(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	7年超 10年以内 (設備資金の借換で協会が認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
		設備資金		10年超 20年以内 (不動産取得資金等で協会が特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)		
長期経営資金保証	申込金融機関との与信取引が1年以上あり、次のいずれかに該当する方。 ①業歴3年以上で、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でない方 ②業歴5年以上で、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない方	運転資金	(有担保) 2,000万円以上 2億円以内 [100万円単位]	3年以上 15年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
		設備資金		3年以上 20年以内 (据置期間 6か月以内)		
小口零細企業保証	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者。 ①常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う方（②に掲げるものを除きます。） ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする方のうち、特定事業を行う方 ③事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う方 ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方 ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方 ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記①から⑤に掲げるものを除きます。）	運転資金 設備資金	協会保証付の借入 資金残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ～ 2.20	金融機関所定

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
中小企業 特定社債 保証	下記の(1)から(3)の適債基準いずれかに該当する方。(ただし、法人に限ります。) (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	運転資金 設備資金	4億5,000万円 (ただし、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。また、社債に係る保証割合は80%とします。(発行価額は5億6,000万円が限度) 尚、保証付社債の一回の最低発行額は、3,000万円とします。)	2年以上 7年以内 (年単位) 一括償還及び 定時償還 (ただし、振替償に 限ります。)	社債 総額に 対し 0.45 ～ 1.90	発行 体所 定 (6ヵ月 毎後 払い)
「社会貢献 応援型」 特定社債 保証	上記適債基準のいずれかに該当し、企業の社会的責任(CSR)ならびに地方創生等に関する取り組みを行う方。(ただし、法人に限ります。)				社債 総額に 対し 0.25 ～ 1.70	
流動資産 担保融資 保証	国内の事業者に対して売掛債権又は棚卸資産を保有する方。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。	事業資金	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は 可能です。) 個別保証 1年以内	借入 (極度) 額に 対し 0.68 (保証額 に 対し 0.85)	金融 機 関 所 定
経営力 強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告を行う中小企業者。(金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要) ※保証料率については、原則、通常よりも一区分低い料率を適用。ただし、貸借対照表を作成していない等により、協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率を適用。	事業資金 ただし、 事業計画 の実施に 必要な資 金に限る。	(有担保) 個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円	分割返済の場合 運転資金5年以内 設備資金7年以内 ただし、借り換えを 含む場合は10年以内 (据置期間 1年以内) 一括返済の場合 1年以内 ※責任共有対象外制度 を同額以内で借り換え る場合に限り、責任共 有対象除外になります。	0.45 ～ 1.75 責任 共有 対象 除外 の 場 合 0.50 ～ 2.00	金融 機 関 所 定

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【県制度】

(令和元年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
振興対策資金	一般	運転資金	8,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	0.45 ～ 1.30	金融機関 所定(上限 年2.90%、 固定金利)
		設備資金	1億円	10年以内 (建物取得は 15年以内) (据置期間 1年以内)		
短期決済資金	一般	運転資金	3,000万円	1年以内	0.45 ～ 1.30	年1.70% 以内
経営支援資金	一般	運転資金 設備資金	8,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30 第1～4、 6号 0.60 第5・7・ 8号 0.50	年1.40% 以内 第1～4、 6号 年1.20% 以内

保証制度のご案内

制度名称		保 証 対 象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営支援資金	セーフティ	中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内 (据置期間1年以内)	第1～4、 6号 0.60 第5・7・ 8号 0.50	第1～4、 6号 年1.20% 以内 第5・7・8号 年1.40% 以内
	危機対応	中小企業信用保険法第2条第6項第5号の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内 (据置期間2年以内)	0.50	年1.20% 以内
小企業応援資金	特小	次のいずれにも該当する方。 ①小規模企業者（従業員数20人（商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人）以下）の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 ②1か年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 ③税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 A：源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税） B：事業税 C：県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 ④協会保証付きの債務（特別小口を除く）がない方	運転資金	中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する額 2,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	融資対象がNPO法人の場合は 0.55	融資対象がNPO法人の場合は 年1.40% 以内
		設備資金	7年以内 (据置期間1年以内)				
	小口	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者。（従業員数20人（商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人）以下）	運転資金	協会保証付の借入資金残高と併せて 2,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	0.50 ～ 1.50	年1.20% 以内
			設備資金		7年以内 (据置期間1年以内)		

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
新規開業資金	創業	運転資金 設備資金	3,500万円 (保証対象①・③については2,000万円超の場合、超過部分相当の自己資金が必要です。)	10年以内 (据置期間1年以内)	0.70	年1.20%以内 女性・若者・シニア・UIターン者の場合は 年1.00%以内
	創業サポート				0.50	年0.50%以内
資金繰り安定資金	借換	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) 運転資金	8,000万円	10年以内 (据置期間1年以内)	0.45) 1.30 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.80%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、2.10%以内) 第1号～4、6号 年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、1.90%以内)
	セーフティ	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) 運転資金	8,000万円	10年以内 (据置期間1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.80%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、2.10%以内) 1号～4号、6号 年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、1.90%以内)



保証制度のご案内

制度名称		保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
資金繰り安定資金	危機対応	次のいずれにも該当する方。 ①借換枠の対象者に該当すること ②中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) 運転資金	8,000万円	10年以内 (据置期間2年以内)	0.50	年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、1.90%以内)
	経営力強化	次のいずれにも該当する方。 ①借換枠の対象者に該当すること(「②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く) ②金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方(金融機関に対して四半期毎に報告を行い、金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要)	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) 運転資金	8,000万円 ※保証料率については、原則、通常よりも一区分低い料率を適用。ただし、貸借対照表を作成していない等により、協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率を適用。	返済資金 10年以内 運転資金 5年以内 ※返済資金を含む場合は 10年以内 (据置期間1年以内) ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	0.45) 1.25 責任共有対象除外の場合 0.50) 1.30	責任共有制度の場合 借換枠と同じ 責任共有制度対象外の場合 危機対応枠と同じ
	再生計画	次のいずれにも該当する方。 ①和歌山県中小企業再生支援協議会等による支援決定により作成した経営改善・再生計画に基づいて、経営改善・事業再生を実施する方 ②金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方(金融機関に対して四半期毎に報告を行い、金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要) ③返済資金利用の場合は、借換枠の対象者に該当すること(「②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く)	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) 運転資金 設備資金	1億6,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	責任共有制度の場合 0.50 責任共有対象除外の場合 0.70	返済資金 (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合) 危機対応枠と同じ 運転・設備資金 年1.20%以内
安全・安心推進資金	エネルギー政策推進	次のいずれかの施設等を整備する方。 ①新エネルギー利用施設 ②エネルギー効率化設備 ③クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設 ④自家発電設備、蓄電池	運転資金 設備資金	運転資金 8,000万円 設備資金 1億円	運転資金 7年以内 (据置期間6か月以内) 設備資金 15年以内 (据置期間1年以内)	0.45) 1.30	年1.20%以内

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【市町制度】

(令和元 年 8 月 1 日現在)

制度名称	保 証 対 象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市 セーフティ ネット資金	和歌山市内の中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方。 市税を完納している方。	運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市緊急経営対策資金、景気対応緊急資金、またはセーフティネット資金に限ります。)	8,000万円 ※返済資金の場合、事業計画書の添付が必要。	運転資金 7年以内 (据置期間1年以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間1年以内)	第1～4、 6号 0.90 第5・7・ 8号 0.80	年1.10% 以内
和歌山市 普通事業 資金	(一般) 和歌山市内の中小企業者。 市税を完納している方。 (まちなか) 和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される中小企業者。 市税を完納している方。	運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市中小企業融資制度に限ります。)	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間6か月以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間1年以内)	0.45) 1.90	年1.90% 以内
和歌山市 小口応援 資金	(一般) 和歌山市内の小規模企業者(従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下)。 市税を完納している方。 (まちなか) 和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される小規模企業者(従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下)。 市税を完納している方。	運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市小口応援資金(旧:小口零細企業支援資金を含む)に限ります。)	2,000万円 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高も含めて2,000万円以内)	運転資金 返済資金 7年以内 (据置期間1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	0.50) 2.20	年1.00% 以内
和歌山市 起業家 支援資金	(一般) 独立して和歌山市内で創業しようとする方(開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当し、市税を完納している方。 ① 事業を営んでいない個人で1か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に創業に関する具体的な計画を有する方 ② 事業を営んでいない個人で2か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に会社を設立し、創業に関する具体的な計画を有する方 ③ 事業を開始した以後の期間が5年未満の個人 ④ 設立の日以後の期間が5年未満の会社 (まちなか) 上記①から④までのいずれかの条件を満たす方で、和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される方。	運転資金 設備資金	2,000万円	10年以内 (据置期間1年以内)	1.00	年1.00% 以内

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市 海外展開 支援資金	海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者。	運転資金 設備資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	年1.60% 以内
高野町 しゃくなげ 融資保証	高野町内の小規模企業者（従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下）で同一事業を引続き1年以上営んでいる方。 町税を完納している方。	運転資金 設備資金	2,000万円 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高も含めて2,000万円以内)	7年以内	0.50 ～ 2.20	年1.20% 以内

主な保証制度一覧【保険特例制度】

(令和元年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営安定関 連保証	「一般保証」の資格を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。	経営の安定に資する資金	(有担保) 個人・法人 2億円 (※6号は3億円) 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る災害関係保証と合算)	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (いずれも据置期間1年以内)	第1～4、6号 0.90 第5・7・8号 (特定非営利活動法人に係る09保険の利用も含む) 0.80 (09保険) 0.90	金融機関所定
創業等関連保証	創業等を行おうとする個人及び中小企業者である会社並びに創業等を行った個人及び創業等を行ったことにより設立された会社であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。	創業等の事業に係る資金	1,500万円 (ただし、自己資金相当額の範囲内等定めがあります。)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	1.00	金融機関所定
創業関連保証	創業を行おうとする個人及び中小企業者である会社並びに創業を行った個人及び創業を行ったことにより設立された会社であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。	創業に係る資金	2,000万円 (再挑戦支援保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	1.00	金融機関所定

・保証対象者や資金使途が限定されますので、詳細については本所又は田辺支所までお問合せください。

・保証料について、①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。)

②会計参与を設置している事業者については、0.1%の保証料率の割引を適用します。

信用保証の動向

1. 保証利用企業者数

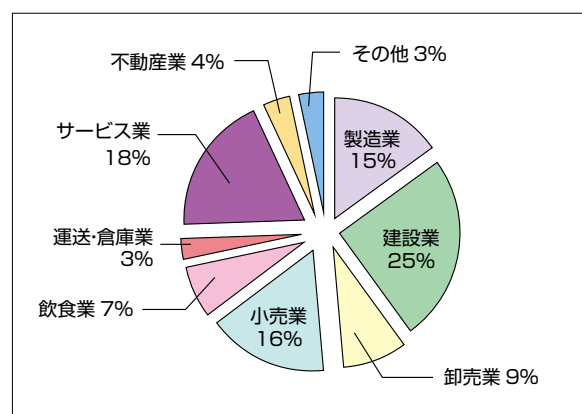
〔平成31年3月31日現在11,509者利用(県内中小企業者数34,367者)〕

保証利用率

平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
利用企業者数	利用率%	利用企業者数	利用率%	利用企業者数	利用率%
12,178	33.6	12,014	33.1	11,509	33.5

業種別

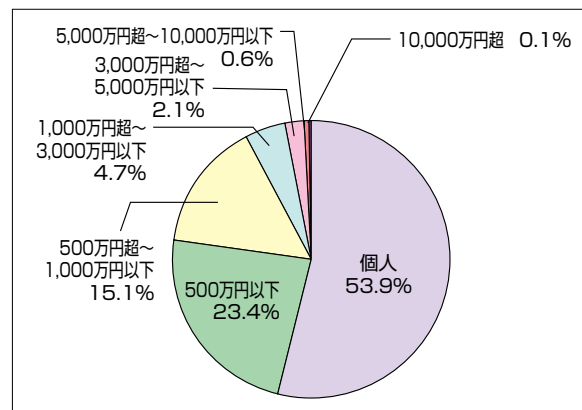
区 分	平成 30 年度	
	保証利用企業者数	構成比%
製 造 業	1,799	15.1
建 設 業	2,966	24.9
卸 売 業	1,033	8.7
小 売 業	1,919	16.1
飲 食 業	808	6.8
運 送 ・ 倉 庫 業	350	2.9
サ ー ビ ス 業	2,208	18.5
不 動 産 業	438	3.7
そ の 他	383	3.2
合 計	11,904	100.0



*業種兼業等の関係上、上記保証利用企業者数と合計は一致しません。

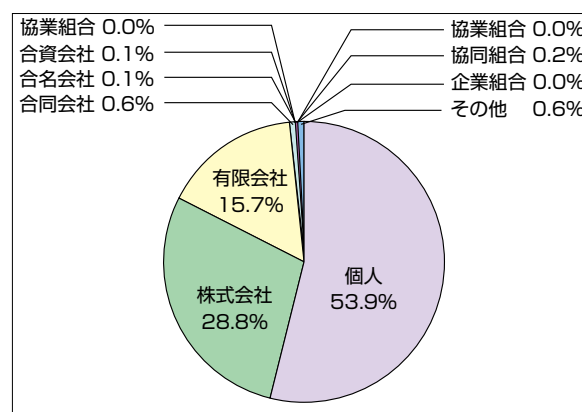
資本金別

区 分	平成 30 年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	6,205	53.9
500 万円以下	2,694	23.4
500 万円超～1,000 万円以下	1,743	15.1
1,000 万円超～3,000 万円以下	541	4.7
3,000 万円超～5,000 万円以下	245	2.1
5,000 万円超～10,000 万円以下	69	0.6
10,000 万円超	12	0.1
合 計	11,509	100.0



組織別

区 分	平成 30 年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	6,205	53.9
株 式 会 社	3,318	28.8
有 限 会 社	1,805	15.7
合 同 会 社	70	0.6
合 名 会 社	7	0.1
合 資 会 社	12	0.1
協 業 組 合	4	0.0
協 同 組 合	20	0.2
企 業 組 合	3	0.0
そ の 他	65	0.6
合 計	11,509	100.0



※構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

2. 資金使途別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	64,529	77.0	54,484	75.3	52,992	76.4
設 備	6,352	7.6	6,012	8.3	4,899	7.1
運転、設備	12,946	15.4	11,838	16.4	11,463	16.5
合 計	83,826	100.0	72,334	100.0	69,355	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	190,330	80.0	177,483	79.0	168,786	79.1
設 備	21,614	9.1	21,819	9.7	20,594	9.7
運転、設備	25,850	10.9	25,370	11.3	23,946	11.2
合 計	237,793	100.0	224,672	100.0	213,326	100.0

3. 担保有無別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	13,686	16.3	13,108	18.1	11,555	16.7
無 担 保	70,140	83.7	59,226	81.9	57,800	83.3
合 計	83,826	100.0	72,334	100.0	69,355	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	45,186	19.0	43,166	19.2	40,570	19.0
無 担 保	192,607	81.0	181,506	80.8	172,756	81.0
合 計	237,793	100.0	224,672	100.0	213,326	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

4. 金融機関別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、％)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	134	3,686	4.4	108	3,585	5.0	82	2,358	3.4
地 方 銀 行	3,093	54,640	65.2	2,767	44,461	61.5	2,502	42,642	61.5
第 二 地 銀	141	2,687	3.2	147	2,416	3.3	138	1,900	2.7
信 用 金 庫	2,444	20,174	24.1	2,380	19,948	27.6	2,476	21,560	31.1
信 用 組 合	22	280	0.3	42	539	0.7	32	232	0.3
政府系金融機関	112	2,324	2.8	79	1,349	1.9	39	657	0.9
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	4	35	0.0	10	37	0.1	2	6	0.0
合 計	5,950	83,826	100.0	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、％)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	696	11,806	5.0	637	11,000	4.9	572	10,156	4.8
地 方 銀 行	13,531	153,901	64.7	12,758	143,927	64.1	11,570	134,236	62.9
第 二 地 銀	692	6,877	2.9	635	6,480	2.9	625	6,286	2.9
信 用 金 庫	9,609	57,051	24.0	9,366	55,555	24.7	9,169	56,390	26.4
信 用 組 合	112	739	0.3	113	943	0.4	121	947	0.4
政府系金融機関	476	7,184	3.0	482	6,581	2.9	442	5,155	2.4
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	34	235	0.1	37	186	0.1	36	156	0.1
合 計	25,150	237,793	100.0	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0

代位弁済

(単位：百万円、％)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	4	99	3.4	14	245	8.2	6	96	5.2
地 方 銀 行	197	1,785	60.5	149	1,634	54.8	101	1,032	56.2
第 二 地 銀	17	139	4.7	24	369	12.4	3	57	3.1
信 用 金 庫	117	747	25.3	116	658	22.1	118	639	34.8
信 用 組 合	2	55	1.9	4	8	0.3	6	12	0.6
政府系金融機関	17	123	4.2	4	66	2.2	0	0	0.0
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	354	2,949	100.0	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
食 料 品 工 業	211	4,654	5.6	157	3,411	4.7	166	3,465	5.0
織 維 品 工 業	105	1,520	1.8	95	1,020	1.4	81	1,141	1.6
木材木製品工業	49	917	1.1	47	828	1.1	29	492	0.7
家具建具工業	68	673	0.8	70	690	1.0	59	621	0.9
紙 工 業	10	407	0.5	11	150	0.2	3	46	0.1
印 刷 製 本 業	41	654	0.8	43	828	1.1	43	1,178	1.7
化 学 工 業	14	320	0.4	13	304	0.4	10	223	0.3
石油石炭工業	0	0	0.0	1	1	0.0	4	131	0.2
ゴ ム 工 業	43	691	0.8	20	506	0.7	29	500	0.7
皮 革 工 業	7	89	0.1	10	139	0.2	9	207	0.3
窯 業	34	1,045	1.2	24	792	1.1	13	211	0.3
機 械 工 業	77	1,598	1.9	85	1,394	1.9	77	1,557	2.2
電気機器工業	20	241	0.3	19	210	0.3	16	138	0.2
車 輛 工 業	2	75	0.1	4	28	0.0	6	135	0.2
船 舶 工 業	2	16	0.0	7	56	0.1	3	31	0.0
金 属 工 業	86	1,862	2.2	59	953	1.3	71	1,447	2.1
その他の工業	296	2,864	3.4	237	1,825	2.5	233	1,822	2.6
製 造 業 計	1,065	17,625	21.0	902	13,134	18.2	852	13,343	19.2
農 林 漁 業	6	78	0.1	12	127	0.2	11	121	0.2
鉱 業	4	7	0.0	3	55	0.1	3	97	0.1
建 設 業	1,628	21,652	25.8	1,485	19,117	26.4	1,545	19,328	27.9
卸 売 業	589	12,094	14.4	501	8,966	12.4	502	8,946	12.9
小 売 業	903	9,403	11.2	838	8,670	12.0	730	7,972	11.5
飲 食 業	293	2,044	2.4	339	2,653	3.7	282	2,041	2.9
運 送 倉 庫 業	248	4,771	5.7	227	4,611	6.4	226	4,256	6.1
サ ー ビ ス 業	903	11,099	13.2	963	10,885	15.0	889	9,819	14.2
不 動 産 業	227	4,358	5.2	200	3,509	4.9	174	2,691	3.9
その他の産業	84	696	0.8	63	608	0.8	57	739	1.1
非 製 造 業 計	4,885	66,201	79.0	4,631	59,200	81.8	4,419	56,012	80.8
合 計	5,950	83,826	100.0	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
食 料 品 工 業	915	13,028	5.5	827	11,798	5.3	773	10,995	5.2
繊 維 品 工 業	565	6,166	2.6	544	5,721	2.5	489	5,095	2.4
木材木製品工業	278	3,599	1.5	247	3,038	1.4	214	2,642	1.2
家具建具工業	317	2,786	1.2	301	2,552	1.1	268	2,390	1.1
紙 工 業	46	906	0.4	43	821	0.4	40	715	0.3
印 刷 製 本 業	172	1,863	0.8	168	2,002	0.9	133	1,895	0.9
化 学 工 業	96	1,782	0.7	86	1,392	0.6	73	1,146	0.5
石油石炭工業	2	36	0.0	3	30	0.0	6	103	0.0
ゴ ム 工 業	145	1,939	0.8	138	1,866	0.8	123	1,841	0.9
皮 革 工 業	31	565	0.2	34	485	0.2	29	441	0.2
窯 業	127	2,551	1.1	130	2,486	1.1	115	1,963	0.9
機 械 工 業	351	4,199	1.8	328	4,111	1.8	287	3,623	1.7
電気機器工業	76	828	0.3	66	668	0.3	67	621	0.3
車 輛 工 業	19	424	0.2	21	380	0.2	16	176	0.1
船 舶 工 業	16	150	0.1	17	150	0.1	15	136	0.1
金 属 工 業	382	5,791	2.4	346	4,856	2.2	318	4,592	2.2
その他の工業	1,098	7,137	3.0	1,046	6,588	2.9	968	6,028	2.8
製 造 業 計	4,636	53,751	22.6	4,345	48,946	21.8	3,934	44,403	20.8
農 林 漁 業	48	460	0.2	46	444	0.2	45	430	0.2
鉱 業	10	160	0.1	11	171	0.1	12	228	0.1
建 設 業	6,298	55,597	23.4	5,995	52,550	23.4	5,730	51,671	24.2
卸 売 業	2,732	33,079	13.9	2,487	30,067	13.4	2,275	28,152	13.2
小 売 業	3,959	28,666	12.1	3,719	26,533	11.8	3,401	25,160	11.8
飲 食 業	1,333	6,792	2.9	1,304	6,852	3.0	1,227	6,519	3.1
運 送 倉 庫 業	1,112	14,303	6.0	1,063	14,172	6.3	998	13,257	6.2
サ ー ビ ス 業	3,954	33,158	13.9	3,906	32,382	14.4	3,745	31,082	14.6
不 動 産 業	707	8,962	3.8	776	9,765	4.3	777	9,599	4.5
その他の産業	361	2,866	1.2	376	2,790	1.2	391	2,826	1.3
非 製 造 業 計	20,514	184,042	77.4	19,683	175,726	78.2	18,601	168,923	79.2
合 計	25,150	237,793	100.0	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
食 料 品 工 業	12	116	3.9	24	189	6.3	6	29	1.6
繊 維 品 工 業	2	38	1.3	9	79	2.6	3	3	0.2
木材木製品工業	4	39	1.3	3	126	4.2	1	8	0.4
家具建具工業	0	0	0.0	6	90	3.0	2	7	0.4
紙 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印 刷 製 本 業	0	0	0.0	0	0	0.0	8	69	3.8
化 学 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石油石炭工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴ ム 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
皮 革 工 業	10	64	2.2	0	0	0.0	4	59	3.2
窯 業	0	0	0.0	0	0	0.0	4	49	2.7
機 械 工 業	1	1	0.0	0	0	0.0	2	14	0.7
電気機器工業	0	0	0.0	7	95	3.2	0	0	0.0
車 輛 工 業	3	65	2.2	0	0	0.0	0	0	0.0
船 舶 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
金 属 工 業	2	9	0.3	5	70	2.3	2	12	0.6
その他の工業	9	64	2.2	16	97	3.3	3	12	0.7
製 造 業 計	43	396	13.4	70	746	25.0	35	261	14.2
農 林 漁 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鉱 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建 設 業	95	808	27.4	77	552	18.5	48	318	17.3
卸 売 業	57	544	18.5	35	493	16.5	31	374	20.4
小 売 業	84	703	23.8	64	682	22.9	48	294	16.0
飲 食 業	33	235	8.0	28	100	3.3	27	138	7.5
運 送 倉 庫 業	5	86	2.9	4	20	0.7	4	91	5.0
サ ー ビ ス 業	32	168	5.7	30	380	12.8	40	356	19.4
不 動 産 業	3	6	0.2	3	7	0.3	1	3	0.2
その他の産業	2	2	0.1	0	0	0.0	0	0	0.0
非 製 造 業 計	311	2,552	86.6	241	2,234	75.0	199	1,574	85.8
合 計	354	2,949	100.0	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

6. 制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	1,992	39,668	47.3	1,908	33,422	46.2	2,400	39,656	57.2
県 制 度 計	3,919	43,693	52.1	3,589	38,001	52.5	2,835	28,963	41.8
市町村制度 計	13	75	0.1	9	61	0.1	3	8	0.0
国 制 度 計	26	390	0.5	27	851	1.2	33	728	1.0
合 計	5,950	83,826	100.0	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	4,770	82,687	34.8	4,980	85,890	38.2	5,555	92,576	43.4
県 制 度 計	19,537	145,900	61.4	18,373	131,258	58.4	16,432	114,541	53.7
市町村制度 計	122	380	0.2	87	270	0.1	71	184	0.1
国 制 度 計	721	8,826	3.7	588	7,254	3.2	477	6,024	2.8
合 計	25,150	237,793	100.0	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	71	605	20.5	47	393	13.2	34	267	14.5
県 制 度 計	257	2,109	71.5	230	2,057	69.0	182	1,304	71.0
市町村制度 計	1	8	0.3	0	0	0.0	1	1	0.1
国 制 度 計	25	227	7.7	34	530	17.8	17	263	14.3
合 計	354	2,949	100.0	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

保証承諾

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
和歌山市	2,336	34,370	41.0	2,446	32,771	45.3	2,209	29,467	42.5
岩出市	297	3,611	4.3	248	3,043	4.2	243	2,978	4.3
紀の川市	364	4,781	5.7	347	4,602	6.4	289	3,739	5.4
橋本市	305	4,694	5.6	286	4,045	5.6	256	3,285	4.7
海南市	310	4,303	5.1	257	2,676	3.7	264	3,243	4.7
有田市	170	2,111	2.5	151	1,333	1.8	154	1,776	2.6
御坊市	205	3,055	3.6	167	2,091	2.9	144	1,813	2.6
田辺市	478	7,149	8.5	474	7,321	10.1	444	6,386	9.2
新宮市	230	3,453	4.1	195	2,489	3.4	236	2,949	4.3
九度山町	12	62	0.1	9	64	0.1	8	57	0.1
かつらぎ町	110	1,498	1.8	76	655	0.9	71	938	1.4
高野町	35	420	0.5	23	294	0.4	24	228	0.3
伊都郡計	157	1,981	2.4	108	1,012	1.4	103	1,223	1.8
紀美野町	51	1,024	1.2	55	636	0.9	50	515	0.7
海草郡計	51	1,024	1.2	55	636	0.9	50	515	0.7
広川町	40	776	0.9	34	518	0.7	47	579	0.8
湯浅町	81	966	1.2	58	555	0.8	49	415	0.6
有田川町	155	2,275	2.7	110	1,499	2.1	122	2,004	2.9
有田郡計	276	4,017	4.8	202	2,571	3.6	218	2,998	4.3
由良町	31	264	0.3	27	147	0.2	28	253	0.4
印南町	46	400	0.5	30	296	0.4	20	235	0.3
日高町	26	137	0.2	22	83	0.1	21	237	0.3
美浜町	59	736	0.9	33	423	0.6	49	537	0.8
みなべ町	125	1,976	2.4	81	1,385	1.9	99	1,845	2.7
日高川町	41	415	0.5	45	614	0.8	39	421	0.6
日高郡計	328	3,929	4.7	238	2,947	4.1	256	3,527	5.1
すさみ町	14	238	0.3	12	184	0.3	8	105	0.2
上富田町	73	977	1.2	51	987	1.4	68	1,357	2.0
白浜町	150	2,039	2.4	109	1,110	1.5	135	1,761	2.5
西牟婁郡計	237	3,254	3.9	172	2,281	3.2	211	3,223	4.6
北山村	0	0	0.0	1	8	0.0	0	0	0.0
太地町	9	44	0.1	9	62	0.1	9	71	0.1
古座川町	7	38	0.0	8	126	0.2	5	22	0.0
那智勝浦町	75	887	1.1	72	883	1.2	70	797	1.1
串本町	110	977	1.2	89	1,046	1.4	72	766	1.1
東牟婁郡計	201	1,946	2.3	179	2,124	2.9	156	1,656	2.4
その他	5	150	0.2	8	392	0.5	38	578	0.8
合 計	5,950	83,826	100.0	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

保証債務残高

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
和歌山市	10,171	100,289	42.2	9,763	95,959	42.7	9,241	92,636	43.4
岩出市	1,056	9,590	4.0	1,034	9,293	4.1	979	8,447	4.0
紀の川市	1,432	13,537	5.7	1,398	13,163	5.9	1,285	12,209	5.7
橋本市	1,283	12,502	5.3	1,249	12,347	5.5	1,171	11,208	5.3
海南市	1,325	12,814	5.4	1,254	11,225	5.0	1,122	10,491	4.9
有田市	787	6,063	2.5	725	5,385	2.4	659	4,638	2.2
御坊市	770	7,042	3.0	756	6,572	2.9	697	6,213	2.9
田辺市	2,210	21,646	9.1	2,130	21,317	9.5	2,027	20,650	9.7
新宮市	960	9,406	4.0	879	8,383	3.7	846	8,021	3.8
九度山町	83	995	0.4	75	841	0.4	72	773	0.4
かつらぎ町	352	3,412	1.4	353	3,036	1.4	317	2,593	1.2
高野町	139	980	0.4	118	892	0.4	100	785	0.4
伊都郡計	574	5,386	2.3	546	4,769	2.1	489	4,151	1.9
紀美野町	200	2,137	0.9	202	2,037	0.9	188	1,685	0.8
海草郡計	200	2,137	0.9	202	2,037	0.9	188	1,685	0.8
広川町	141	1,810	0.8	154	1,891	0.8	149	1,482	0.7
湯浅町	338	2,821	1.2	304	2,442	1.1	271	2,049	1.0
有田川町	563	5,266	2.2	542	5,128	2.3	506	5,130	2.4
有田郡計	1,042	9,896	4.2	1,000	9,461	4.2	926	8,662	4.1
由良町	145	719	0.3	135	637	0.3	119	576	0.3
印南町	183	1,291	0.5	165	1,149	0.5	143	965	0.5
日高町	112	536	0.2	104	483	0.2	92	536	0.3
美浜町	188	1,335	0.6	182	1,251	0.6	179	1,288	0.6
みなべ町	491	5,986	2.5	441	5,145	2.3	407	4,993	2.3
日高川町	167	1,575	0.7	162	1,565	0.7	163	1,388	0.7
日高郡計	1,286	11,442	4.8	1,189	10,229	4.6	1,103	9,745	4.6
すさみ町	82	774	0.3	68	637	0.3	58	536	0.3
上富田町	315	3,149	1.3	295	3,012	1.3	285	3,061	1.4
白浜町	649	5,219	2.2	610	4,308	1.9	577	4,373	2.0
西牟婁郡計	1,046	9,142	3.8	973	7,957	3.5	920	7,970	3.7
北山村	2	5	0.0	2	10	0.0	2	6	0.0
太地町	57	227	0.1	57	210	0.1	53	206	0.1
古座川町	53	306	0.1	38	204	0.1	37	199	0.1
那智勝浦町	448	3,517	1.5	415	3,030	1.3	373	2,805	1.3
串本町	417	2,519	1.1	382	2,455	1.1	349	2,353	1.1
東牟婁郡計	977	6,574	2.8	894	5,909	2.6	814	5,569	2.6
その他	31	327	0.1	36	666	0.3	68	1,033	0.5
合 計	25,150	237,793	100.0	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

代位弁済

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
和歌山市	161	1,318	44.7	134	1,671	56.1	95	801	43.7
岩出市	19	86	2.9	14	105	3.5	15	147	8.0
紀の川市	24	259	8.8	21	64	2.2	16	91	4.9
橋本市	24	199	6.7	11	89	3.0	2	3	0.2
海南市	7	30	1.0	11	27	0.9	21	102	5.6
有田市	2	37	1.3	4	25	0.8	5	17	0.9
御坊市	10	93	3.2	13	107	3.6	8	22	1.2
田辺市	28	247	8.4	13	49	1.7	25	214	11.7
新宮市	14	188	6.4	16	144	4.8	5	87	4.7
九度山町	0	0	0.0	2	16	0.5	0	0	0.0
かつらぎ町	4	16	0.5	4	14	0.5	0	0	0.0
高野町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
伊都郡計	4	16	0.5	6	30	1.0	0	0	0.0
紀美野町	2	22	0.7	0	0	0.0	3	7	0.4
海草郡計	2	22	0.7	0	0	0.0	3	7	0.4
広川町	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
湯浅町	4	21	0.7	4	52	1.8	2	14	0.8
有田川町	11	99	3.4	3	3	0.1	2	40	2.2
有田郡計	15	121	4.1	8	56	1.9	4	54	3.0
由良町	0	0	0.0	4	20	0.7	0	0	0.0
印南町	0	0	0.0	2	14	0.5	1	12	0.7
日高町	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
美浜町	0	0	0.0	1	3	0.1	0	0	0.0
みなべ町	3	10	0.3	10	84	2.8	7	99	5.4
日高川町	2	31	1.1	5	16	0.5	0	0	0.0
日高郡計	5	41	1.4	23	138	4.6	8	112	6.1
すさみ町	0	0	0.0	0	0	0.0	6	27	1.5
上富田町	4	11	0.4	0	0	0.0	3	35	1.9
白浜町	6	13	0.4	17	266	8.9	6	15	0.8
西牟婁郡計	10	25	0.8	17	266	8.9	15	77	4.2
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	6	80	2.7	0	0	0.0	0	0	0.0
古座川町	0	0	0.0	8	89	3.0	0	0	0.0
那智勝浦町	12	138	4.7	5	24	0.8	3	6	0.3
串本町	7	40	1.4	7	96	3.2	9	95	5.2
東牟婁郡計	25	258	8.7	20	208	7.0	12	101	5.5
その他	4	9	0.3	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	354	2,949	100.0	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

8. 経営安定関連5号保証状況

(1) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	14	408	5.8	3	85	1.6	2	93	5.2
地 方 銀 行	155	3,473	49.2	83	2,275	42.3	45	1,032	57.3
第 二 地 銀	2	30	0.4	4	130	2.4	1	20	1.1
信 用 金 庫	257	3,063	43.3	197	2,597	48.3	54	655	36.4
信 用 組 合	0	0	0.0	3	290	5.4	0	0	0.0
政府系金融機関	5	92	1.3	0	0	0.0	0	0	0.0
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	433	7,066	100.0	290	5,377	100.0	102	1,799	100.0

(2) 業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製 造 業	106	1,455	20.6	75	1,023	19.0	9	102	5.6
農 林 漁 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鉱 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建 設 業	112	1,683	23.8	102	2,369	44.1	48	679	37.7
物 品 販 売 業	158	2,766	39.1	67	1,104	20.5	25	683	38.0
運 送 倉 庫 業	49	961	13.6	38	740	13.8	18	299	16.6
不 動 産 業	1	30	0.4	2	40	0.7	0	0	0.0
サ ー ビ ス 業	7	171	2.4	6	102	1.9	2	37	2.1
合 計	433	7,066	100.0	290	5,377	100.0	102	1,799	100.0

(3) 担保別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
有 担 保	71	789	11.2	60	991	18.4	26	296	16.5
無 担 保	362	6,277	88.8	230	4,386	81.6	76	1,503	83.5
合 計	433	7,066	100.0	290	5,377	100.0	102	1,799	100.0

(4) 年度別保証承諾・債務残高・代位弁済

(単位：百万円)

区 分	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成28年度	433	7,066	8,737	65,337	131	1,235
平成29年度	290	5,377	6,952	49,246	110	1,081
平成30年度	102	1,799	5,179	35,616	75	716

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

9. 保証条件変更実績

(単位：百万円、%)

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
変 更 承 諾	3,787	48,372	97.3	3,227	43,167	89.2	2,890	36,764	85.2
変 更 債 務 残 高	3,797	38,314	91.1	3,447	34,454	89.9	3,061	30,903	89.7

10. 求償権回収実績

(単位：百万円、%)

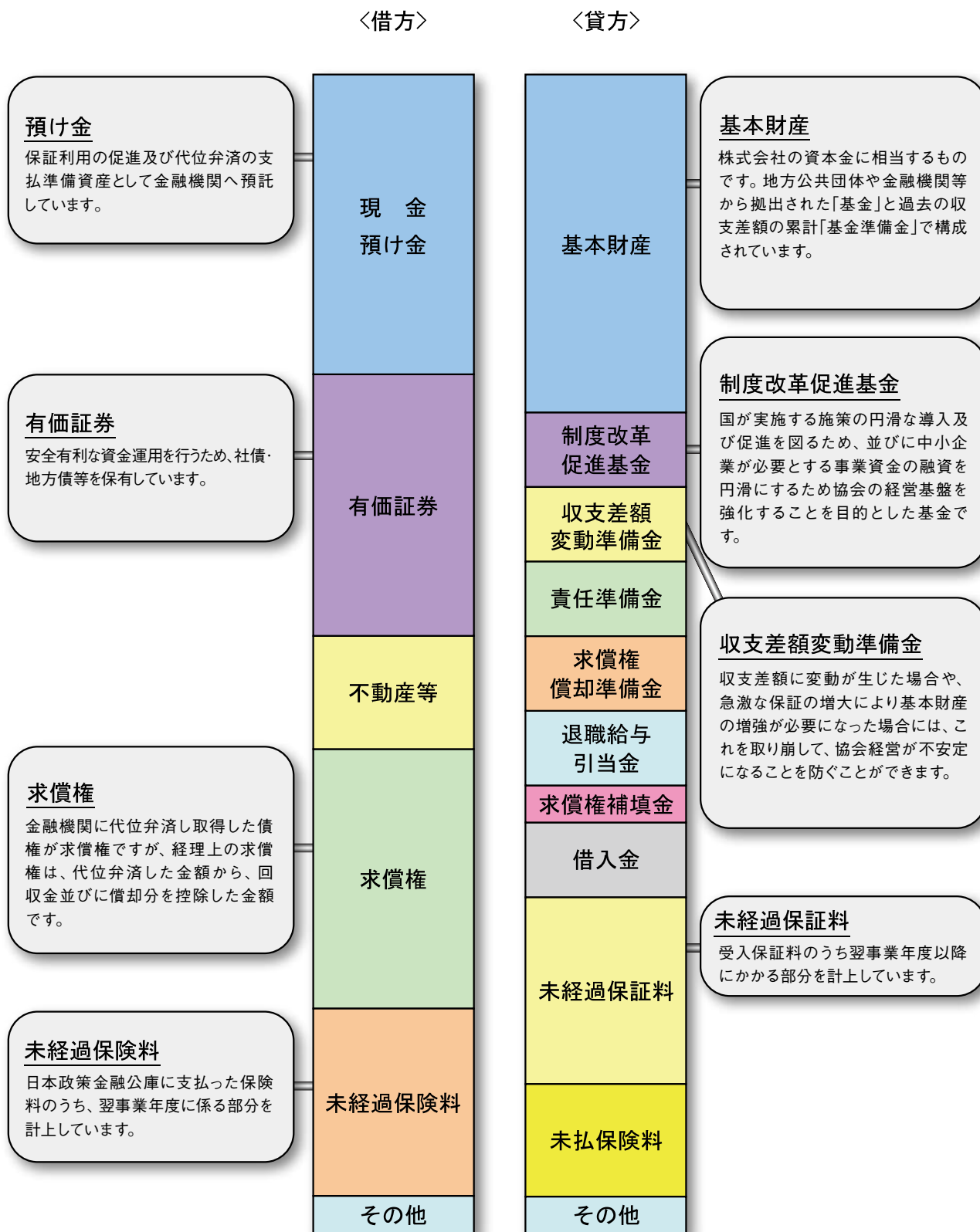
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
実 際 回 収	1,164	98.3	930	79.9	956	102.8

貸借対照表（平成31年3月31日現在）

借方			貸方		
科目		金額	科目		金額
現 金		63	基 本 財 産		18,232,930
現 金		63	基 金		7,293,153
小 切 手		0	基 金 準 備 金		10,939,777
預 け 金		6,922,047	制 度 改 革 促 進 基 金		0
当 座 預 金		0	収 支 差 額 変 動 準 備 金		5,856,899
普 通 預 金		868,316	責 任 準 備 金		1,304,559
通 知 預 金		0	求 償 権 償 却 準 備 金		156,082
定 期 預 金		6,037,819	退 職 給 与 引 当 金		734,352
郵 便 貯 金		15,913	損 失 補 償 金		9,464,842
金 銭 信 託		0	保 証 債 務		213,325,537
有 価 証 券		23,026,376	求 償 権 補 填 金		0
国 債		0	保 険 金		0
地 方 債		15,926,686	損 失 補 償 補 填 金		0
社 債		7,096,690	借 入 金		0
株 式		3,000	長 期 借 入 金		0
受 益 証 券		0	（うち日本政策金融公庫分）		0
そ の 他 有 価 証 券		40	短 期 借 入 金		0
新 株 予 約 権		0	（うち日本政策金融公庫分）		0
再 生 フ ァ ン ド 出 資		40	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金		0
動 産 ・ 不 動 産		671,139	雑 勘 定		5,583,975
事 業 用 不 動 産		557,997	仮 受 金		4,564
事 業 用 動 産		113,142	保 険 納 付 金		68,997
所 有 動 産 ・ 不 動 産		0	損 失 補 償 納 付 金		27,539
損 失 補 償 金 見 返		9,464,842	未 経 過 保 証 料		5,473,440
保 証 債 務 見 返		213,325,537	未 払 保 険 料		1,951
求 償 権		586,178	未 払 費 用		7,485
譲 受 債 権		0			
雑 勘 定		662,954			
仮 払 金		9,559			
保 証 金		0			
厚 生 基 金		68,901			
連 合 会 勘 定		286			
未 収 利 息		32,758			
未 経 過 保 険 料		551,450			
合 計		254,659,176	合 計		254,659,176

※個々の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、個々の合計額が合計欄等の金額にならない場合があります。

貸借対照表の用語解説



平成30年度事業報告

収支計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：千円)	
科目	金額
経常収入	2,653,045
保証料	1,940,895
預け金利息	1,005
有価証券利息・配当金	224,719
調査料	0
延滞保証料	4,161
損害金	24,958
事務補助金	213,734
責任共有負担金	221,214
雑収入	22,359
経常支出	2,244,396
業務費	1,090,389
借入金利息	0
信用保険料	1,151,412
責任共有負担金納付金	0
雑支出	2,595
経常収支差額	408,649
経常外収入	3,228,381
償却求償権回収金	84,540
責任準備金戻入	1,353,201
求償権償却準備金戻入	229,641
求償権補填金戻入	1,560,507
(保険金)	1,320,770
(損失補償補填金)	239,737
補助金	0
その他収入	492
経常外支出	3,320,283
求償権償却	1,846,626
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	8,507
退職金	0
責任準備金繰入	1,304,559
求償権償却準備金繰入	156,082
その他支出	4,510
経常外収支差額	-91,902
制度改革促進基金取崩額	61,813
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	378,560
収支差額変動準備金繰入額	189,000
基本財産繰入額	189,560

財産目録

(平成31年3月31日現在)

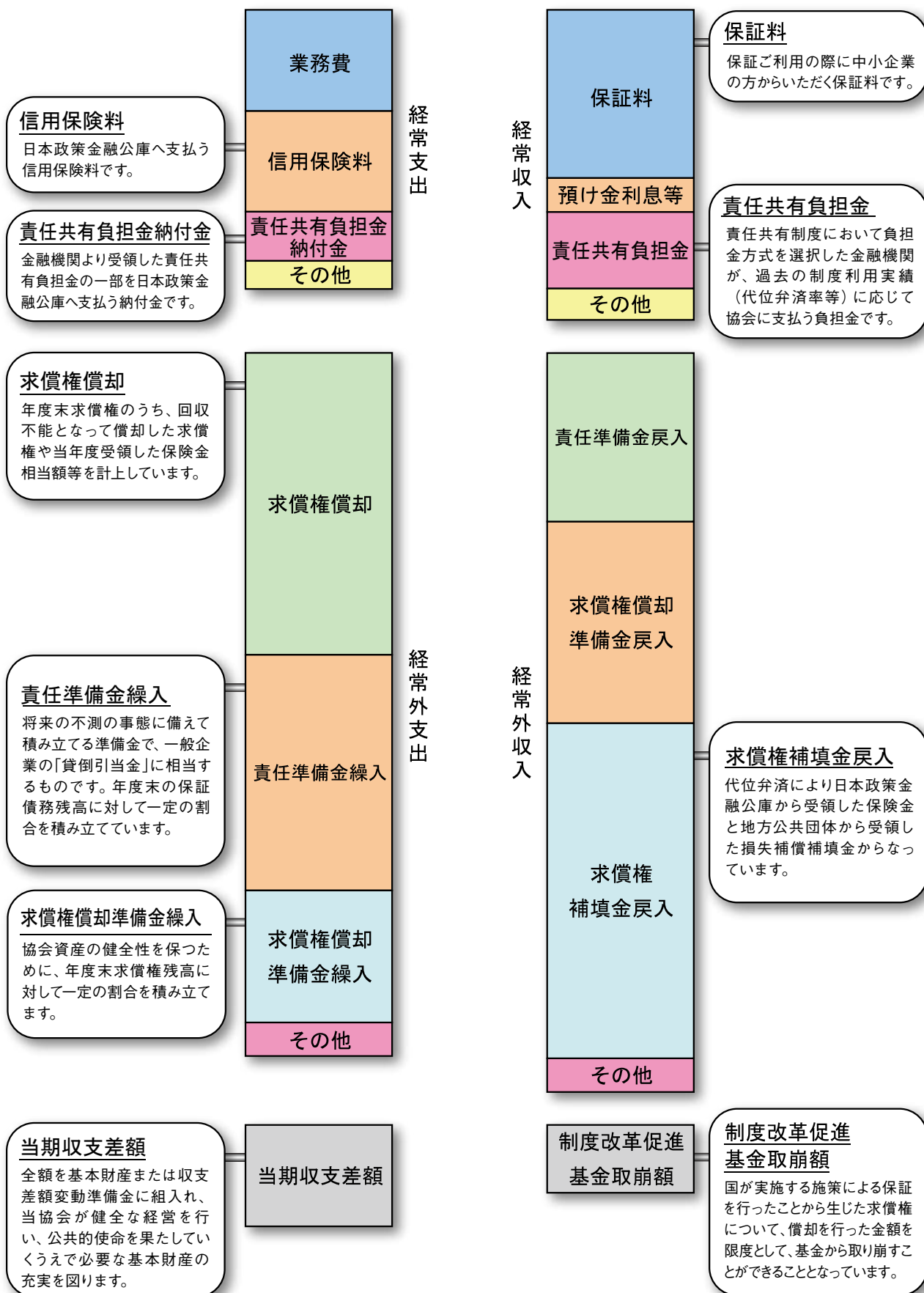
(単位：千円)	
資産	
科目	金額
現金	63
預け金	6,922,047
金銭信託	0
有価証券	23,026,376
その他有価証券	40
動産・不動産	671,139
損失補償金見返	9,464,842
保証債務見返	213,325,537
求償権	586,178
譲受債権	0
雑勘定	662,954
合計	254,659,176
負債	
責任準備金	1,304,559
求償権償却準備金	156,082
退職給与引当金	734,352
損失補償金	9,464,842
保証債務	213,325,537
求償権補填金	0
借入金	0
雑勘定	5,583,975
合計	230,569,347
正味資産	24,089,829

※個々の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、個々の合計額が合計欄等の金額にならない場合があります。

収支計算書の用語解説

＜支出＞

＜収入＞



「わかやま中小企業支援ネットワーク」

平成24年9月24日に創設した「わかやま中小企業支援ネットワーク」についての活動状況は以下のとおりです。

【ネットワーク参加会員18機関】（令和元年8月1日現在）

近畿経済産業局、近畿財務局和歌山財務事務所、和歌山県、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業再生支援協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、地域経済活性化支援機構、和歌山県中小企業診断士協会、近畿税理士会（和歌山県支部連合会）、和歌山弁護士会、わかやま産業振興財団、和歌山県信用保証協会

【活動状況】

●第13回ネットワーク会議開催

平成30年7月20日（金）当協会4階第一会議室

●第14回ネットワーク会議開催

平成31年1月22日（火）当協会4階第一会議室

●第15回ネットワーク会議開催

令和元年7月25日（木）当協会4階第一会議室

●経営サポート会議

平成30年4月1日～平成31年3月31日まで
44企業について開催



【ネットワーク機能】

1. ネットワーク会議

定期的に、関係機関における経営支援・再生支援ならびに起業・創業支援等の取組みについて事例報告や情報交換を行い、地域全体のスキルの向上を図ります。

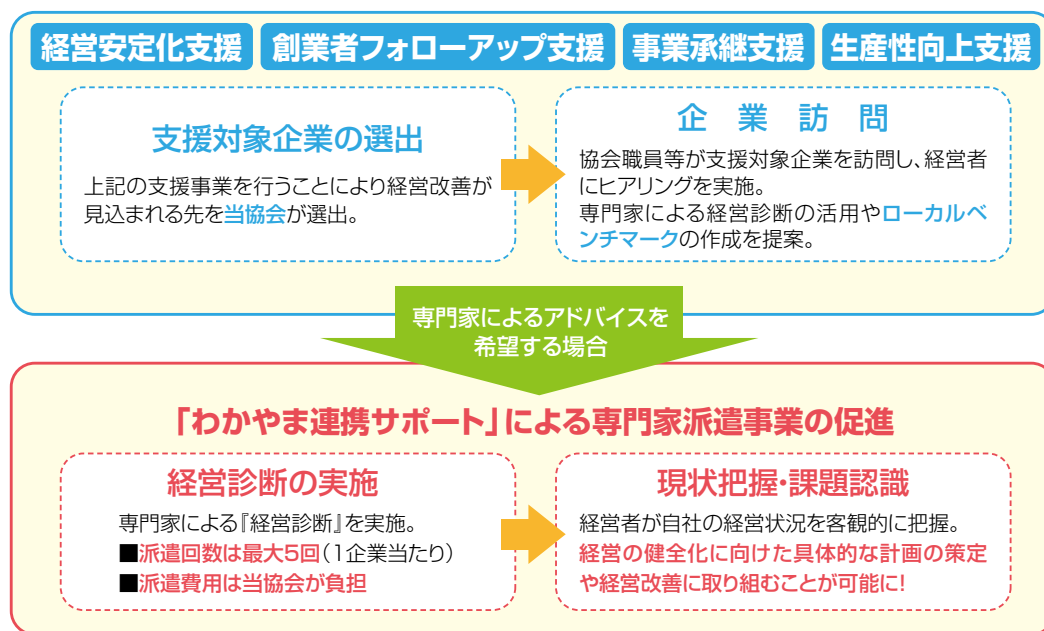
2. 経営サポート会議（個別支援会議）

中小企業者と金融機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し具体的な支援方針などを協議し、中小企業者の早期経営改善や再生をサポートします。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」は、今後も定期的な会議開催等により、会員相互が協調して県内中小企業者に対する経営支援・再生支援に取組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

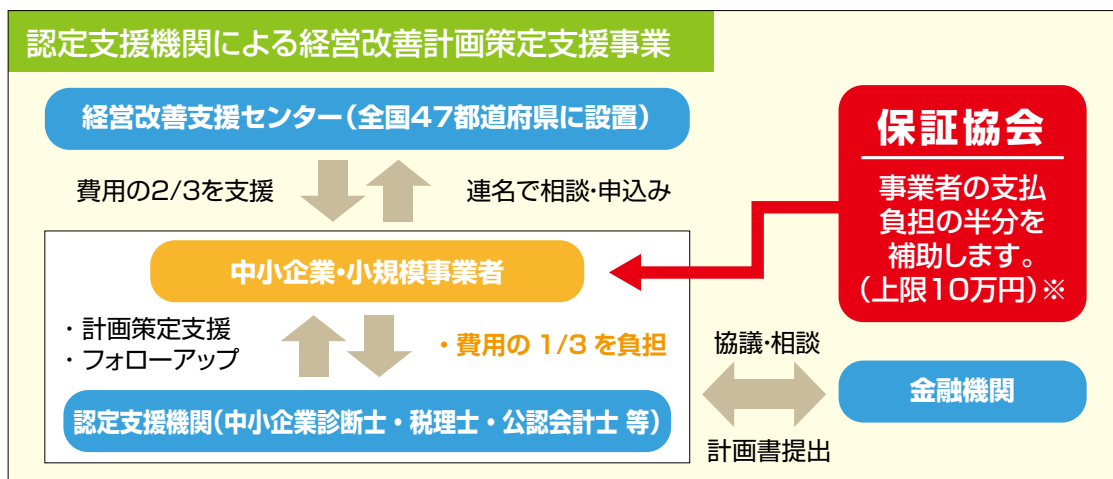
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」(経営安定化支援事業)

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家(中小企業診断士・税理士・公認会計士)派遣を実施しております。



中小企業者の「経営改善計画策定費用」に対する当協会の補助事業について (「早期経営改善計画策定支援」を含む)

政府が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(事業者に対する計画策定費用等の一部補助)に呼応して、当協会の利用先を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。



※「早期経営改善計画策定支援」については上限5万円。

「創業支援セミナー」の開催



当協会では、創業者、創業予定者を対象にセミナーを次のとおり開催いたしました。

紀北エリア

日 時：平成30年10月13日（土） 午後1時20分～午後4時00分
会 場：和歌山県JAビル 和ホールA
主 催：和歌山県信用保証協会
講 師：【第一部】『創業計画の立て方、税務申告の注意点について』
下津会計事務所 税理士 下津 正也 氏
【第二部】『従業員雇用のポイント、助成金について』
特定社会保険労務士 多部 美穂 氏

紀南エリア

日 時：平成30年11月3日（土） 午後1時20分～午後4時00分
会 場：情報交流センター B i g ・ U 研究室 4
主 催：和歌山県信用保証協会
講 師：【第一部】『創業計画書を作成する為の初歩の会計』
桐本長俊税理士事務所 税理士 桐本 長俊 氏
【第二部】『従業員雇用のポイント、助成金について』
特定社会保険労務士 多部 美穂 氏

今後もセミナーを開催し、各関係機関と連携しながら、創業支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

広報、企業支援、社会貢献活動について

「信頼される協会、顔の見える協会」を目指して、当協会では次のような活動を行っております。

・Monthly Reportの発行

毎月1回発行し、保証実績を中心に、トピックス等も掲載しております。



・「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、リーフレット、ポスターの作成

信用保証の基本事項と主な保証制度などを紹介した「信用保証のご案内」や、ご利用頂くにあたっての手引き書である「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、その他中小企業者向けの広報物などを作成しております。

・ホームページの充実

当協会ではタイムリーで幅広い情報発信を行うため、平成30年3月にリニューアルを行い、更なるホームページの充実に努めております。



ホームページアドレス: <http://www.cgc-wakayama.jp/>



ホームページでは、動画と活字を組み合わせた内容で、お客様にわかりやすく保証業務や各種保証制度の内容を掲載しておりますので、是非一度ご覧下さい。

・テレビ、ラジオでのCM

当協会ではテレビCMのリニューアルを行い、夏の高校野球2018和歌山大会ならびに正月特別番組等において、地元メディアを活用して「創業セミナー」等のCMを実施しました。

また、ホームページにおいても、CM内容を動画等で紹介しております。



● 広報、企業支援、社会貢献活動について

・休日・夜間相談窓口の設置

当協会では創業をお考えの方々や、経営改善に取り組んでおられる中小企業者の方々を対象に、「休日・夜間経営相談窓口」を設置しております。

当協会の中小企業診断士や経営アドバイザーなど保証審査のベテラン職員がご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

・特別相談窓口の設置

当協会では中小企業者に多大な影響があると判断される災害、倒産等の発生の際に特別相談窓口を設置し、中小企業者からのご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

なお、令和元年8月1日現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

〔特別相談窓口〕

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 平成29年台風第21号に係る災害に関する特別相談窓口

〔相談窓口〕

- 皮革等相談窓口
- 経営改善・資金繰り相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- タカタ株式会社関連相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口

・金融機関感謝店舗について

平成30年度において、信用保証業務の推進に取り組まれ、その利用状況が良好で県内中小企業の金融の円滑化に貢献された金融機関店舗に対し感謝の意を表し、「金融機関感謝店舗」として、50店舗を選ばせていただき、感謝状ならびに記念品の贈呈を行いました。

・「企業の森」事業への参加

和歌山県では森林の環境を保全していくため、企業や労働組合と森づくりを進める「企業の森」事業を行っております。当協会では平成21年より「企業の森」事業に参加しております。



● 広報、企業支援、社会貢献活動について

「信用保証の森」として、環境保全活動を始めて10年が経ちました。

和歌山の風土の豊かさと同時に自然環境の厳しさを実感し、参加者それぞれが思い描く「未来につなぐ森づくり」には、まだまだ年月がかかりそうですが、関係する方々のご協力を得ながら、これからも積極的に取り組んでまいります。

・大阪信用保証協会「OSAKAビジネスフェア ものづくり展2018」への協力

大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア ものづくり展2018」が平成30年11月21日（水）マイドーム大阪において開催され、当協会は和歌山県内5企業の出展に協力させていただきました。

中小企業・小規模事業者のみなさまに新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、事業の発展に貢献することを目的に開催された同展は盛況なものとなりました。



・創立70周年

当協会は、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図ることを目的に昭和23年12月、全国で17番目の信用保証協会として設立されてから、各関係機関の皆様方のご理解とご協力のもと、平成30年12月をもって創立70周年を迎えることができました。

今後においても、中小企業・小規模事業者の発展を支える『信頼され、親しまれ、期待される信用保証』を業務方針とし、地域経済の安定と活性化に努めてまいります。



2019

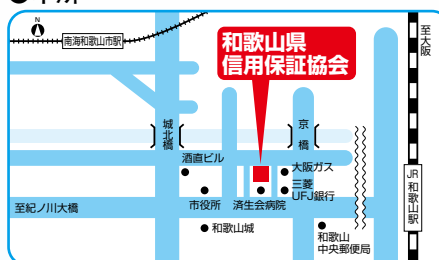
WAKAYAMA GUARANTEE REPORT

●本 所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

●南海和歌山市駅より	●JR和歌山駅より
タクシー 5分	タクシー 8分
バス(京橋下車) 10分	バス(京橋下車) 10分
徒歩 15分	徒歩 20分

●本所



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR田辺駅より
タクシー 10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車) 15分
徒歩 20分

●田辺支所



— 信用保証で広がる夢のおてつだい —

 **和歌山県信用保証協会**

ホームページアドレス

<http://www.cgc-wakayama.jp/>

